

白河市過疎地域持続的発展計画 (案)

令和 8 年度～令和 1 2 年度

福島県白河市

目 次

1 基本的な事項	
（１）市の概況	1
（２）人口及び産業の推移と動向	5
（３）市の行財政の状況	10
（４）地域の持続的発展の基本方針	13
（５）地域の持続的発展のための基本目標	17
（６）計画の達成状況の評価に関する事項	17
（７）計画期間	17
（８）公共施設等総合管理計画との整合	17
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
（１）現況と問題点	19
（２）その対策	19
（３）計画	20
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	22
3 産業の振興	
（１）現況と問題点	23
（２）その対策	25
（３）計画	28
（４）産業振興促進事項	30
（５）公共施設等総合管理計画等との整合	30
4 地域における情報化	
（１）現況と問題点	32
（２）その対策	32
（３）計画	33
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	33
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
（１）現況と問題点	34
（２）その対策	35
（３）計画	36
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	37
6 生活環境の整備	
（１）現況と問題点	38
（２）その対策	40
（３）計画	43
（４）公共施設等総合管理計画等との整合	45

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	48
(3) 計画	51
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	53
(2) その対策	53
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	55
(2) その対策	56
(3) 計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	59
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	61
(2) その対策	61
(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	63
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	66
(2) その対策	66
(3) 計画	67
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	67
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	68
(3) 計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	69
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	70

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

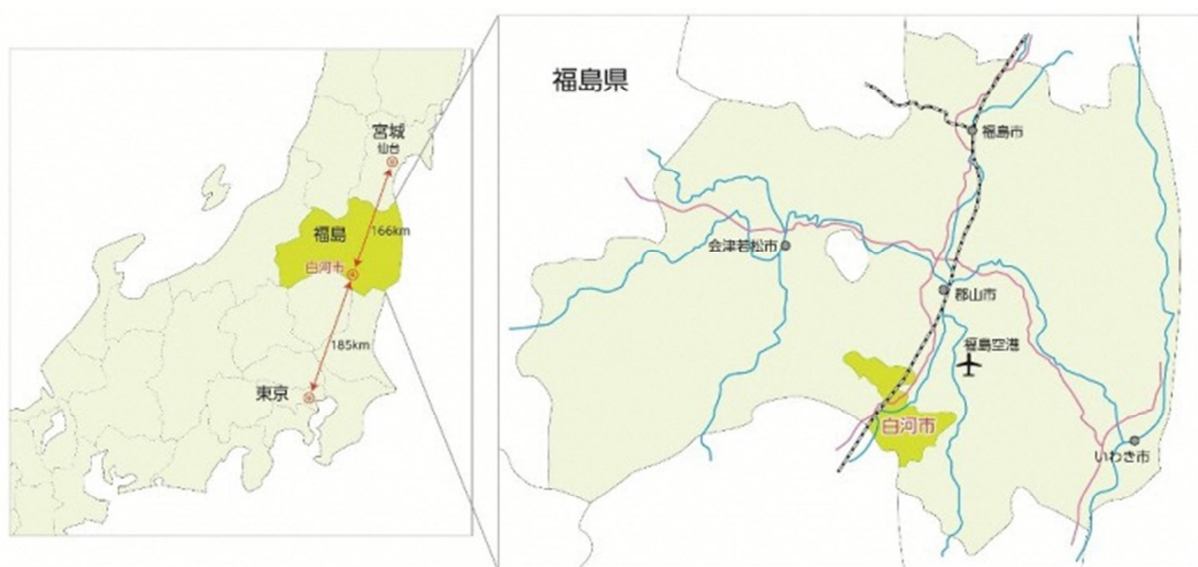
● 位置

本市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、市の中心部から県庁所在地福島市まで約90km、東京都心までは約185kmの距離にあります。市域は、東西に約30km、南北に約30kmに広がり、総面積は305.32㎢となっており、約半分を山林が占めています。

市内には阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れ、これらの流域には優良農地が広がり豊かな田園風景を形成しています。

また、市の中心部では、阿武隈川に沿って東西にコンパクトな市街地が広がっています。

白河市の位置図



● 歴史

本市は、平成17年11月7日に旧白河市、旧表郷村、旧大信村、旧東村の1市3村が合併し、新「白河市」として誕生しました。

本市には、古代より歌枕として名高い「白河関跡」をはじめ、白河藩主松平定信が「士民共楽」の地として築造した近代の公園制度に先駆けた事例とされる「南湖公園」、南北朝に結城親朝により築かれたのがはじまりとされる「小峰城」、権太倉山の麓にある巨石で源義経が名づけたといわれる「聖ヶ岩」、北半球では唯一といわれる「ビャッコイ」の自生地、日本三大提灯まつりの一つに数えられる「白河提灯まつり」、毎年2月11日に開催され、約300年の歴史を誇る「白河だるま市」など、豊かな自然や多くの歴史的・文化的遺産が現代へと受け継がれています。

[illegible]

● 都市環境

本市は、奥州の三大関所の一つとして古くから交通の要衝として発展してきました。現在はみちのくの玄関口として、東北自動車道や東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に隣接する立地条件や地盤が固く良質で豊富な水に恵まれるなどの地域特性を生かし、製造業を中心に様々な企業活動が展開されています。さらに、平成21年8月に白河中央スマートICが開通したことで高速道路へのアクセスが一層向上しており、産業集積等による地域の活性化が図られるとともに、都市機能が高まっています。

また、市立図書館（りぶらん）や白河文化交流館（コミネス）などの施設が誕生し、賑わいのある中心市街地づくりが進められるとともに、郊外型の大規模ショッピングセンターが相次いで建設されるなど、衣・食・住が充実した暮らしやすい生活環境が形成されています。

交通面では、都心までを約1時間30分で結ぶ東北新幹線をはじめ、東北自動車道、車で30分の距離にある福島空港などの高速交通体系に恵まれ、さらにはJR東北本線、幹線道路である国道4号や国道289号、白河バイパスが新たに開通した国道294号などにより、首都圏とのアクセスや広域的な交通の利便性に富んでいます。

主要な道路・交通網



● 産業

本市は、県内有数の製造品出荷額を誇る工業をはじめ、農業、商業など多様な産業が展開されていますが、森林、農地に係る第1次産業では、担い手の育成や確保に努めているものの、就業者の減少が進んでいるほか、第2次産業においても、生産年齢人口の減少による労働力不足が懸念されます。

一方で、第3次産業においては就業者が増加しており、情報通信分野・福祉分野の産業などの成長が見込まれます。

イ 市における過疎の状況

本市における過疎の状況については、旧表郷村及び旧大信村の地域において、令和2年国勢調査の結果に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による過疎地域に指定されました。

市全体の人口は、昭和55年から年々増加傾向にありましたが、平成12年をピークに減少に転じており、令和2年には59,491人となっています。また、高齢化率の進行も著しく、昭和55年には10.2%だったのに対し、令和2年には29.5%と上昇しています。

特に令和4年4月に過疎地域となった旧表郷村及び旧大信村の地域においては、平成7年の12,621人をピークに減少に転じ、令和2年には9,677人と23.3%の減少となっており、高齢化率も34.9%と過疎地域特有の人口構成となっています。

この旧表郷村及び旧大信村の地域においては、社会資本の整備や産業振興など様々な事業を実施してきましたが、都市部への人口流出に加え、少子化・高齢化の進行による人口減少など厳しい状況が続いています。

今後も、若年層の定住促進を目的とした雇用の場の創出や地場産業の振興などが重要になるとともに、地域全体で高齢者を支えていくシステムづくり、また、安心して子どもを生み育てられるような少子化対策など、魅力ある活力に満ちた地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた市の社会経済的発展の方向の概要

本市の産業別就業人口は、第1次産業で減少が進み、農業が弱体化してきていることから、今後、担い手の確保、生産性の高い環境にやさしい農業の確立を図る必要があります。また、第2次産業においても、生産年齢人口の減少による労働力不足が懸念されることから、人材確保・育成に努めるとともに積極的に企業誘致を図り、就業機会の拡大と市民所得の向上を図る必要があります。

本市のまちづくりの方向を定めた「白河市行動計画-アジェンダ2027-」では、本市が目指す将来像を『星がある。城がある。君がいる。白河～ Well-being City Shirakawa ～』とし、これの実現を図るために、次の4つをまちづくりの理念に掲げております。これを踏まえ、

本計画を推進するにあたっては、7つの取組目標と3つの重点戦略プランを次のように定め、時代に合った効果的・効率的な施策の展開に取り組んでいくこととします。

まちづくりの理念

- 1 市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会及び市が一体となったまちづくり
- 2 歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源をいかしたまちづくり
- 3 子どもから高齢者まで、安全で安心して暮らすことができるまちづくり
- 4 地域のつながりと支え合いによる絆を育むまちづくり

取組目標

- 1 安全・安心に暮らせる人にやさしいまち
- 2 いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち
- 3 地域資源を生かし産業を育て、雇用を生むまち
- 4 心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち
- 5 やすらぎと快適さのある住みよいまち
- 6 自然と共生し、潤いのある環境を未来につなぐまち
- 7 地域のふれあいと支え合いで共に創るまち

重点戦略プラン

- 1 魅力ある雇用をつくる
- 2 若い世代の活躍をささえる
- 3 人と地域のつながりをつくる

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本市全体の人口の動向については、昭和55年から増加傾向にあったものの、平成12年の66,048人をピークに減少傾向にあり、令和2年には59,491人となっています。年齢別には0歳から14歳までは37.8%の減少、15歳から64歳までは19.4%の減少（うち15歳から29歳までは36.7%の減少）となりましたが、逆に65歳以上の人口比率は、昭和55年には10.2%であったものが、令和2年には29.5%と高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

これを過疎地域の旧表郷村・旧大信村の地域で見ると、人口は平成7年の12,621人をピークに、令和2年には9,677人と23.3%もの人口が減少しました。特に0歳から14歳までは57.5%もの人口が減少し、大きな問題となっています。

一方、65歳以上の人口比率は、昭和55年には12.1%であったものが、令和2年には34.9%と増加し、少子高齢化が一段と進んでいる状況にあり、この傾向は今後も続くものと予測されます。

このような傾向が今後も続いた場合の本市の人口は、令和22年に47,000人程度と

なることが予測されます。

このような中で、本市は令和7年3月に「白河市人口ビジョン」を策定し、令和22年に人口46,000人程度を維持することを目標としています。

イ 産業の推移と動向

本市は、県内有数の製造品出荷額を誇る工業を基幹的産業として、農業、商業など多様な産業を展開し発展してきました。

就業者数の状況については、平成17年から減少に転じ、令和2年には29,014人となっており、産業別でみると、第1次産業が1,806人、第2次産業が10,907人、第3次産業が15,857人と全産業で減少傾向にあります。

過疎地域の旧表郷村・旧大信村においては、特に第1次産業が著しく減少しており、昭和55年には就業人口の36.4%を占めていた第1次産業は年々減少の一途をたどり、また、第2次産業についても平成7年から減少に転じており、第3次産業への移行が続いています。

これらの傾向は今後も続く予想され、若年層の都市部への流出により、第1次・第2次産業のみならず、第3次産業就業者の高齢化がさらに進むと予想されます。

表 1－1 (1) 過疎地域の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,406	人 12,249	% 7.4	人 12,350	% 0.8	人 11,900	% △3.6	人 10,527	% △11.5	人 9,677	% △8.1
0～14 歳	2,395	2,826	18.0	2,094	△25.9	1,810	△13.6	1,354	△25.2	1,112	△17.9
15～64 歳	7,634	7,585	△0.6	7,478	△1.4	7,153	△4.3	6,075	△15.1	5,187	△14.6
うち 15～ 29 歳 (a)	2,685	1,909	△28.9	2,208	15.7	2,059	△6.7	1,346	△34.6	1,117	△17.0
65 歳以上 (b)	1,377	1,837	33.4	2,778	51.2	2,937	5.7	3,098	5.5	3,373	8.9
(a)/総数 若年者比率	% 23.5	% 15.6	—	% 17.9	—	% 17.3	—	% 12.8	—	% 11.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 12.1	% 15.0	—	% 22.5	—	% 24.7	—	% 29.4	—	% 34.9	—

表 1－1 (1) 市全体の人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 60,253	人 63,839	% 6.0	人 66,048	% 3.5	人 65,707	% △0.5	人 61,913	% △5.8	人 59,491	% △3.9
0～14 歳	14,175	13,868	△2.2	11,253	△18.9	10,311	△8.4	8,071	△21.7	6,995	△13.3
15～64 歳	39,916	41,607	4.2	42,325	1.7	41,668	△1.6	37,135	△10.9	34,109	△8.1
うち 15～ 29 歳 (a)	13,180	11,469	△13.0	12,212	6.5	11,104	△9.1	8,497	△23.5	7,729	△9.0
65 歳以上 (b)	6,162	8,353	35.6	12,470	49.3	13,723	10.0	16,151	17.7	17,546	8.6
(a)/総数 若年者比率	% 21.9	% 18.0	—	% 18.5	—	% 16.9	—	% 13.7	—	% 13.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 10.2	% 13.1	—	% 18.9	—	% 20.9	—	% 26.1	—	% 29.5	—

表１－１（２） 人口の見通し（白河市人口ビジョン（令和７年３月））

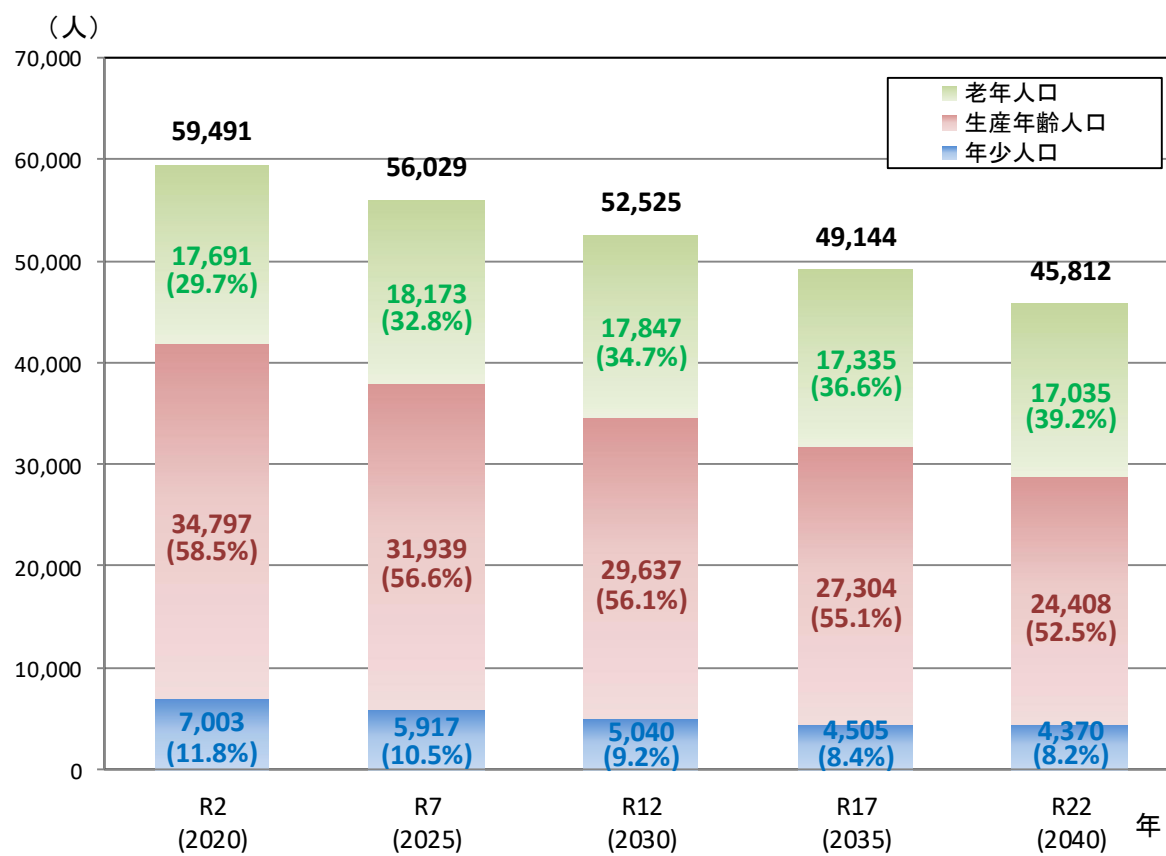


表 1－1 (3) 過疎地域の産業別就業人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
就業者数	人 (%) 6,124	6,353		6,251	6,142	6,066	5,794	5,303	5,320	4,790
第 1 次産業	2,231 (36.4)	1,769 (27.8)		1,170 (18.7)	810 (13.2)	759 (12.5)	729 (12.6)	597 (11.3)	627 (11.8)	560 (11.7)
第 2 次産業	2,297 (37.5)	2,827 (44.5)		3,154 (50.5)	3,106 (50.6)	2,972 (49.0)	2,549 (44.0)	2,285 (43.1)	2,193 (41.2)	1,986 (41.5)
第 3 次産業	1,594 (26.0)	1,754 (27.6)		1,922 (30.7)	2,217 (36.1)	2,334 (38.5)	2,460 (42.5)	2,267 (42.7)	2,320 (43.6)	2,205 (46.0)
分類不能	2 (－)	3 (－)		5 (0.1)	9 (0.1)	1 (－)	56 (1.0)	154 (2.9)	180 (3.4)	39 (0.8)

表 1－1 (3) 市全体の産業別就業人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
就業者数	人 (%) 30,535	31,829	32,656	33,070	33,548	32,135	30,689	30,526	29,014
第 1 次産業	6,417 (21.0)	5,354 (16.8)	3,924 (12.0)	2,957 (8.9)	2,740 (8.2)	2,515 (7.8)	2,050 (6.7)	1,950 (6.4)	1,806 (6.2)
第 2 次産業	10,515 (34.4)	12,476 (39.2)	14,041 (43.0)	13,789 (41.7)	13,648 (40.7)	11,894 (37.0)	11,301 (36.8)	11,120 (36.4)	10,907 (37.6)
第 3 次産業	13,595 (44.5)	13,966 (43.9)	14,682 (45.0)	16,289 (49.3)	17,146 (51.1)	17,576 (54.7)	16,307 (53.1)	16,450 (53.9)	15,857 (54.7)
分類不能	8 (－)	33 (0.1)	9 (－)	35 (0.1)	14 (－)	150 (0.5)	1,031 (3.4)	1,006 (3.3)	444 (1.5)

(3) 市の行財政の状況

ア 行政の状況

本市は、平成17年の合併を機に行政組織を再編し、旧3村の役場庁舎はそれぞれの住民サービスを行う市庁舎として活用されています。

イ 財政の状況

本市の令和2年度の財政規模は約455億円で、特別定額給付金給付事業費補助金や地方税の増などから、平成27年度と比較して4.7%の増となりました。

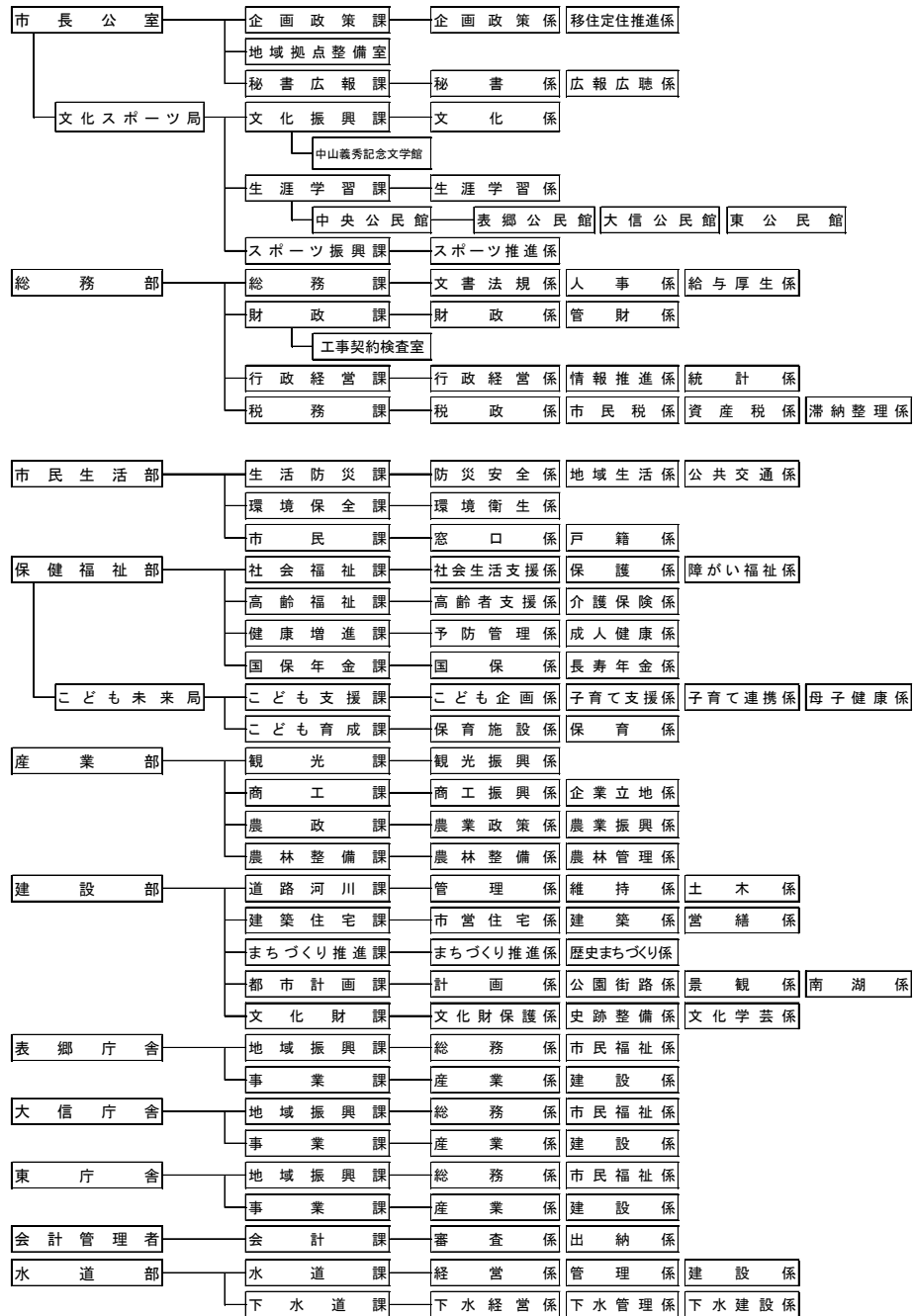
また、令和2年度の財政力指数は、0.64、実質公債費比率は、10.4%となっています。

表1-2(1) 市町村財政の状況(白河市) (単位：千円)

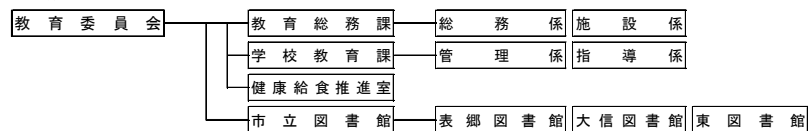
区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	29,575,516	43,396,057	45,450,017
一般財源	17,410,468	18,594,233	18,108,279
国庫支出金	3,939,395	5,130,528	11,645,896
都道府県支出金	1,641,385	10,303,048	3,969,748
地方債	3,256,900	4,456,000	5,030,200
うち過疎対策事業債	—	—	—
その他	3,327,368	4,912,248	6,695,894
歳出総額 B	27,179,352	41,335,628	44,119,482
義務的経費	12,031,370	12,537,291	13,499,325
投資的経費	4,948,653	9,468,368	9,483,961
うち普通建設事業	4,875,691	7,944,859	6,179,015
その他	10,199,329	19,329,969	21,136,196
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C(A-B)	2,396,164	2,060,429	1,330,535
翌年度へ繰越すべき財源 D	435,511	702,008	115,969
実質収支 C-D	1,960,653	1,358,421	1,214,566
財政力指数	0.58	0.60	0.64
公債費負担比率	17.5%	16.6%	14.9%
実質公債費比率	16.6%	9.3%	10.4%
起債制限比率	9.9%	6.8%	—
経常収支比率	80.1%	86.0%	86.9%
将来負担比率	136.8	59.7%	53.0%
地方債現在高	33,265,340	35,663,674	37,547,801

白河市行政組織図（令和 7 年 4 月 1 日）

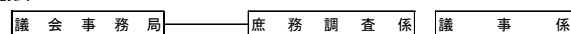
○ 市長部局



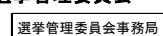
○ 教育委員会



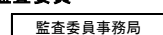
○ 議会



○ 選挙管理委員会



○ 監査委員



○ 農業委員会

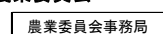


表 1－2 (2) 過疎地域の主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	—	—	—	—
舗 装 率 (%)	—	—	—	—	—
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	49,388	41,273
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)				26.2	25.2
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	30,097	29,652
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)				5.1	5.1
水 道 普 及 率 (%)	—	—	—	95.37	90.31
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	79.4	85.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

表 1－2 (2) 市全体の主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	—	—	49.8	57.9	58.8
舗 装 率 (%)	—	—	55.4	69.1	69.8
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	84,937	87,799
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)				18.1	20.9
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	51,737	51,581
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)				4.2	4.2
水 道 普 及 率 (%)	—	—	—	97.39	97.48
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	85.9	94.0
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	19.9	14.8	11.0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 持続的発展の基本的方向

平成17年11月7日に、地理的、歴史的にもつながりが深く、生活圏・経済圏も一体化していた白河市・表郷村・大信村・東村の4市村が合併し、新「白河市」が誕生しました。そして合併以降、行財政基盤の強化を図るとともに、産業の振興や地域の均衡ある発展等を重視し、各地域の特徴を生かした地域振興を図ってきました。

しかしながら、人口減少を抑えることは難しく、地域コミュニティをはじめとした多岐にわたる分野での高齢化や後継者不足、さらには若い世代、特に女性の定住促進などが大きな課題として顕在化してきています。中でも表郷地域と大信地域は、人口減少が急速に進んだことにより、令和4年4月に過疎地域の指定を受けることとなりました。

人口減少は、非婚化・晩婚化及び出生率の低下などを要因として、日本全体で進行している現象ですが、大都市圏への人口偏在を背景に、地方においては急速に進行しており、本市においても例外ではなく、何らかの方策を講ずる必要がある状況にあります。

人口が減少することは、産業・福祉・医療・教育などあらゆる分野へ影響を及ぼしますが、特に生産年齢人口の減少による経済の停滞や高齢化を支える仕組みの行き詰まりなどへの影響が懸念されます。また、社会資本や生活環境及び自然環境の維持管理、地域社会を支えるコミュニティの存続などが、担い手不足により困難になることが予想されます。

そのため、女性や高齢者の就労支援や活躍の場の創出、人口減少に対応する地域社会の仕組みづくり、効率的・効果的な社会資本整備及び空き家や空き店舗、空地などの既存ストックを活用したまちづくりなど、持続可能な社会の構築に取り組んでいきます。

また一方で、コロナ禍を契機として、疫病や災害等の大都市のリスクが顕在化するとともに、デジタル化の進展等により「転職なき移住」が可能となる中、首都圏等に在住の若い世代の地方移住に対する関心は依然として高い状況にあります。

とりわけ、本市は、首都圏からの近接性や交通の利便性などの地理的優位性、さらには歴史や文化、自然など、豊かな地域資源を有していることから、そういった固有のアドバンテージや特性を最大限に生かし、多くの方々が住んでみたい、住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めていきます。具体的には、イに記載する「取組目標」を基に、「地域課題の解消を目的としたコミュニティビジネスの支援」、「地域医療・介護体制の充実」、「地域や企業を含めた子育て環境の充実」、「若者や女性の多様な働き方支援」、「デジタル社会における総合的な人材育成」、「関係人口の創出」等に力を入れていきます。特に過疎地域においては、各地域の特色に配慮したまちづくりを進めるとともに、高度な情報技術を活用し生活利便性の向上を図りながらも、直接的な人と人とのつながりを重視する「地域の持続的発展に向けた施策」に取り組んでいきます。

イ 取組目標

(ア) 安全・安心に暮らせる人にやさしいまち（安全・安心分野）

- 防災・減災対策をはじめ、交通安全・救急など、市民の生活と財産を守る「災害に強いまちづくり」を推進します。

- 消防団活動の支援や消火・避難訓練等への市民参加の促進、自主防災組織の育成・強化、災害情報システムの拡充、さらには、地域の防災拠点を再点検・整備することで、防災力の高い地域づくりを進めます。
- 森林の保全や適切な森林施業により、土砂流出防止や水源涵養機能など自然環境の持つ防災・減災機能の維持向上を図ります。
- 災害時に避難所となる公園などのオープンスペースの確保や建築物・工作物などの耐震性・耐火性の向上、防災活動でも重要な道路、河川、橋梁の整備改善など、避難や救援を考慮した社会資本の整備を進めます。

(イ) いきいきと健やかで明るい笑顔があふれるまち（健康・福祉・医療分野）

- 市民の誰もが健康でいきいきと暮らすことができるよう、生涯を通じた健康づくりと疾病予防、感染症の予防対策及び新しい生活習慣の定着、こどもの発育・発達支援などの健康管理に取り組みます。
- 地域医療を担う医師の確保を軸として、地域医療体制の充実を図ります。
- 保育サービス及び保育園等の施設環境の充実、子育て家庭の経済的負担軽減、妊産婦の健康管理など子育てに対する支援を推進します。
- 高齢者の方々が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに暮らせるよう、介護予防を推進するとともに、介護保険制度を適切に運営します。
- 障がい者が住み慣れた地域で自立できるよう相談体制を充実するとともに、福祉サービスや支援体制の充実、自立・社会参加の促進等に取り組みます。
- 地域で援助を必要としている人たちへの支援、さらには地域で支えあう活動を支援し地域福祉を充実します。

(ウ) 地域資源を生かし産業を育て、雇用を生むまち（産業・雇用分野）

- 地域農業の担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るとともに、スマート農業の普及や農産物等のブランディング等により、特色ある農業振興を図ります。
- 良好な里山空間の形成や森林の適正な維持管理の持続性を確保し、森林の多面的機能の確保と林業振興に努めます。
- 本市の持つ交通アクセスの優位性を最大限に生かして企業誘致を進め、産業の集積化を図るほか、地域に根差した企業の経営基盤、競争力・収益化の強化に向けた支援や担い手の確保及び育成に努めます。
- デジタル技術の活用による分野横断的な技術連携等が期待されることから、新しい事業創出に向けた支援を進めるとともに、地域の特色を生かした新しい経済の活性化を推進することで効率的で持続可能なまちづくりを実現します。
- 就労者や求職者が安定して働き続けられるよう雇用機会の創出・確保を図るとともに、地域産業を担う人材の育成や人員の確保のための支援、さらにはジェンダーギャップの解消という視点も加えた魅力ある就労環境の創出、勤労者福祉の充実に取り組みます。

- 豊かな自然を活用したアウトドアアクティビティを推進し、交流人口の増加を図るとともに、関係人口の創出に努めます。
- 廃校舎等を含めた既存ストックを効果的に活用した新たな地域振興策を推進します。
- 歴史、自然などの本市固有の豊かな資源、地域に根付いた文化やスポーツを通した多様な交流など、魅力あふれる本市を市内外に発信していきます。特にSNS等の活用を積極的に図り、市民や企業による情報発信と効果的に融合することにより、「知ってもらう」、「来てもらう」、「関わってもらう」から、「移り住みたい」、「住み続けたい」へと繋がる好循環をつくっていきます。

(エ) 心豊かに学び・ともにふれあい・生きる喜びを実感できるまち（教育・生涯学習分野）

- 郷土に誇りと愛着を持ち、白河市の未来を切り拓くこども達を育むため、家庭、地域、学校との連携を密にし、地域が一丸となって、こどもが安心して学ぶことができる教育環境づくりを進めます。
- 学校教育においてもデジタル化への適応が必要とされていることから、授業での効果的なタブレット活用や情報リテラシー教育を推進します。
- 高度情報化社会だからこそ総合的な人間力が必要になることから、こども達の豊かな感性を育む情操教育を重視し、読書や文化スポーツ活動を積極的に支援していきます。
- 市民に優れた芸術文化に触れる機会を提供するとともに、市民の芸術文化活動を奨励するほか、芸術文化団体の育成及びネットワークづくりを行うことにより、芸術文化の振興及び市内外の多種多様な交流を促進し、活力あるまちづくりを進めます。
- 生涯を通じて市民に幅広く学習の機会、場所提供され、学んだ成果を地域で実践できる生涯学習社会の実現を図ります。
- 郷土の歴史や伝統、芸術文化に触れることのできる環境づくりや、その保存・継承を担う人づくりを進めます。

(オ) やすらぎと快適さのある住みよいまち（都市基盤分野）

- 地域固有の歴史・文化・風土を生かした魅力ある街並みや景観に配慮するとともに、地域の課題に対応した特色ある地域づくりを進めます。
- 安全で快適な道路環境を確保するため、市内の道路網の骨格となる幹線道路や身近な生活道路、歩道などの適切な整備、維持管理に努めます。
- こども達が、身近な場所で伸び伸びと安全に遊ぶことができる公園の整備を進めます。
- 住宅や情報通信基盤、買い物環境など、暮らしやすく快適な生活基盤の整備に努め、自然環境と都市環境が共生する持続可能なまちづくりを計画的に進めます。
- 市民が安全で快適に移動できるよう、地域の特性やニーズを的確に把握し、バスや鉄道などの公共交通ネットワークの確保及び利便性の向上を図るとともに、新たな交通システムの導入なども積極的に検討していきます。
- 水道水の安全性を確保するとともに、災害に備え、水道施設の耐震化と危機管理体制の強化に努めます。

- 衛生的で快適な市民生活の確保と河川や湖沼などの公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道の計画的な整備と水洗化の普及に努めます。

(カ) 自然と共生し潤いのある環境を未来につなぐまち（環境分野）

- 資源循環型社会の実現を目指し、市民、企業、行政の一体的な取組により、ごみの減量化・資源化や省エネルギー対策など、環境に配慮したライフスタイルの推進を図ります。
- 地球規模で進行する環境問題に対応するため、地球温暖化防止や再生可能エネルギーの利用拡大などに取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティしらかわ」を目指します。
- 自然環境・自然景観の保全や環境美化活動、環境教育の推進、環境汚染の防止など、地域環境の保全のための総合的な取組を推進します。
- 市民との協働により、身近な公園や緑地などの魅力の向上に取り組むとともに、美しい景観ややすらぎを提供する森林空間や河川、湖沼等を活用したアウトドアアクティビティの創出など、自然環境を活用した憩いの空間づくりを推進します。

(キ) 地域のふれあいと支え合いで共に創るまち（コミュニティ・行財政分野）

- 市民活動の拠点となるコミュニティ施設の整備や活用を促進するとともに、町内会や市民活動団体等との情報の共有化、自主的な活動を支援し、地域コミュニティの再生・強化を図ります。
- これまで社会的・文化的に求められてきた性別役割分担等を見直し、「ジェンダーレス」社会の実現を目指すとともに、こどもから大人まで一人ひとりの人権が尊重され、誰もが活躍できる社会を目指します。
- 疫病の感染拡大や災害など、大都市におけるリスクが顕在化するとともに、テレワークなど場所を選ばない働き方が浸透し、これまで首都圏等に集中してきた人口が地方へと分散する可能性を見せていることから、多方面にわたる関係人口を創出するとともに、魅力あふれる本市の情報を継続的に発信し、移住・二地域居住等の促進に努めます。
- 職員の資質向上やデジタル等の力を活用した効率的な行政のシステムづくりに努め、質の高いサービスを提供するほか、広域連携により、地域の強みを効果的かつ幅広く政策展開していきます。
- まちづくりには、住民の意思の反映が不可欠であることから、市民やNPO法人をはじめとする各種団体等の参加の機会を拡大するとともに、ビジネスとして地域課題の解消を目指す民間事業者の参画を促進します。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

（４）の基本方針に基づき、白河市の持続的発展に関する目標として「人口に関する目標」と「合計特殊出生率」を以下のとおり設定することとします。

①「人口に関する目標」

	現状（令和２年）	目標（令和１２年）
市全体の人口	59,491	52,525
過疎地域の人口	9,677	8,562

※令和２年国勢調査ベース（各年１０月１日基準）

②「合計特殊出生率に関する目標」

	現状（令和２年）	目標（令和１２年）
合計特殊出生率	1.33	1.32

※合計特殊出生率は、目安を示すために算出した参考値となります。

（６）計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価については、PDCAサイクルに基づいた継続的な計画の達成状況の管理を行うものとし、毎年度、住民で組織した検討委員会等で事後評価を実施し、市ホームページで公表します。

（７）計画期間

本計画の計画期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの５箇年間とします。

（８）公共施設等総合管理計画との整合

本市では、これまで学校教育施設や集会施設などの公共施設や道路・上下水道などのインフラ整備を進めてきました。

一方、高度経済成長期から建設されてきた多くの公共施設やインフラ（道路、橋りょう、上下水道等）が改修や更新の時期を集中的に迎えています。

今後、人口減少や少子高齢化の急速な進行に伴い人口構造が大きく変化し、社会保障のための扶助費の増加や税収入の減少など、財政状況が厳しさを増すことが想定される中で、老朽化した公共施設の維持管理や更新の費用を確保し適正な管理運営を図っていく必要があります。

このような状況を踏まえ、市が所有するすべての公共施設等について、老朽化や利用の状況などを把握し、市の人口動向や財政状況などを踏まえたうえで、維持管理・更新・長寿命化・統廃合などを計画的に行っていくための中長期的な方針として「白河市公共施設等総合管理計画」を平成２９年３月に策定（令和６年３月改訂）しました。また、これを受けて中長期的な施設整備の考え方を示す「白河市公共施設個別施設計画」を令和３年３月に策定（令和７年３月改訂）したところです。

今後は、これらの計画に基づき、市が所有するすべての財産を経営資源と捉え、計画的な予

防保全による長寿命化、既存施設や土地などの効率的な活用による維持管理経費の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、公共施設等の総合的な利活用を推進し、財政負担の軽減を図りながら市民が必要とするサービスの維持向上を目指します。

本計画においても、「白河市公共施設等総合管理計画」及び「白河市公共施設個別施設計画」における基本方針に基づき、公共施設の維持管理等について整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

新型コロナウイルス感染症の終息後も地方移住に対する関心は依然として高い状況にあることから、本市では移住・定住ポータルサイトを開設し、各種移住支援策に加え首都圏へのアクセス性や都市的空間と農村のバランスの良さ、穏やかな気候など本市の魅力を広く発信することで移住・定住や二地域居住の推進に取り組んでいます。また、本格的な移住を前に実際に本市での生活を体験することができる「お試し住宅」を提供するとともに、首都圏で開催される移住フェアへの出展や独自の出張移住相談会などを通して、移住相談にきめ細かく対応しています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行は止まらず、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の停滞や集落の活力低下が課題として残されている状況です。

このことから、基幹産業である農業の振興をはじめ企業誘致や地元中小企業の支援、さらにはテレワークやワーケーションに対応できる情報通信環境の整備などにより地域産業の底上げと魅力的な雇用の創出・確保を図るとともに子育てや教育環境の充実、空き家等を活用した住環境の整備などに取り組むことで、若者が住みたい、住み続けたいと思える地域づくりを進め、定住人口を確保していく必要があります。

また、地域おこし協力隊などの受け入れに加え、豊かな自然、歴史・文化など足元の資源を生かしたグリーンツーリズムや農業体験ツアーなどを通し、都市住民との交流を図ることで地方の魅力を発信するとともに関係人口の拡大や地域間交流の促進に取り組み、地域の担い手となる人材を確保していく必要があります。

(2) その対策

- 移住者等のコミュニティづくりを支援するため、地域の特徴を生かした様々な交流を促進するとともに、「お試し住宅」を適切に管理・運営し、移住・定住の推進や関係人口の拡大、地域間交流の活性化に努めます。
- 住宅取得や地域外からの引越しに対する助成を行い、U・I・Jターンを推進します。
- 老朽住宅については、耐震診断の実施及び耐震補強工事、バリアフリー化を含む快適な住まいへの改修やリフォーム等を促進します。
- 移住希望者の住宅に対するニーズに応じていくため、優良な既存ストックである空き家の情報を収集し、発信します。また、良好な住環境を維持するため、空き家等の所有者に対し、適正管理の助言や指導等を行うとともに、特定空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき必要な措置を講ずることとします。
- 地域おこし協力隊を効果的に受け入れるとともにその活動をサポートし、外部からの視点で見た地域おこしを促進します。
- 集落支援員等を各地域に配置し、集落の点検や状況把握を行うとともに、移住検討者に対し田舎暮らし体験や空き家情報を提供できる体制を整えていきます。

- 分譲中の住宅団地について、効果的な広報活動を展開するとともに、民間事業者との連携強化により、早期完売を目指します。
- 移住・定住ポータルサイトについてコンテンツの充実を図り、地域の魅力を効果的に発信していきます。
- テレワークの普及等を背景に、「転職なき移住」が可能となったことから、首都圏等への新幹線通勤に対する助成を行い、現役世代の地方移住や二地域居住を推進していきます。
- 地域に根を張る中小企業の経営基盤の強化や生産性の向上に加え、企業誘致を推進することで、若者が安心して将来を設計できる雇用の創出・確保に努めます。
- 農業従事者の高齢化に伴い担い手不足が課題となってきたことから、農畜産物のブランド化や6次産業化、経営規模の拡大により収益性の向上を図るとともに農業法人の誘致や設立支援を行うなど、多様な担い手が農業に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- 「白河ゴルフ倶楽部」や「聖ヶ岩ふるさとの森、聖ヶ岩ビジターセンター」、「表郷総合運動公園」や「鶴子山公園」、うつくしま百名山のひとつである「権太倉山」や「天狗山」などを積極的に活用し、スポーツやアクティビティをとおした地域間交流を促進します。
- 市内外の若者に対し、地元企業の情報を発信し関心を促す取り組みを進めます。
- 中学生や高校生を対象に地域の企業を知る機会を設け、地元への定着を促すとともに職場体験や企業説明会を通して地域を支える人材を育成します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流	サイン表示設置事業 地域を案内するサイン表示が少ないため、地域内各所にサイン表示を設置することで、円滑に人の流れを誘導する。	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	お試し住宅運営事業 地方移住に関心を寄せている若い世代を対象に、本市の首都圏との近接性や、表郷地域・大信地域が持つ豊かな自然環境のほか、広い居住空間でのゆとりある生活や地域の人たちの人柄を実感できるお試し住宅を運営する。	市	

集落支援事業 集落点検や、集落のあり方に関する話し合い、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進するため、集落支援員を設置する。	市	
来て「しらかわ」住宅取得支援事業 県内外からの移住者を対象に、住宅取得費用の一部を補助する。	市	
自然の恵み(農作物)オーナー制導入支援事業 農作物オーナー制を実施しようとする生産者に対し、初期投資費用を補助する。	市	
農家民泊導入支援事業 農家民泊を実施しようとする生産者に対し、初期投資費用を補助する。	市	
過疎地域空き家等活用事業 空き家を活用した農業への参加や事業拠点としての利活用を進めるとともに、モデルケースとして発信することで、居住者や関係人口等の増加による地域コミュニティの活性化を図る。	市	
Ｕターン補助事業 進学や就職等で本市を離れた若い世代のＵターンを促進するため、本市での生活に必要な経費を補助する。	市	
行政分譲地販売促進事業 第２白鳥ニュータウン・田園町府ニュータウンの販売促進を図るため、案内看板等の環境整備や情報発信を行うほか、建築費用の一部を助成する。	市	

		空き家利活用促進支援事業 空き家の利活用促進、発生抑制、特定空家化の防止のため、空き家バンクの運営、セミナーや相談会の開催等を行う。また、空き家の利活用や移住定住の促進を目的とした空き家の改修費用等の一部を補助する。	市	
--	--	--	---	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

移住・定住・地域間交流の促進、人材育成に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 産業全般

農業、林業、工業、商業、観光業では、各種振興策を講じておりますが、担い手の高齢化と深刻な後継者不足が大きな課題となっており、生産・加工・流通・販売の各分野において事業の継続と発展が脅かされています。これらの課題に対処するため、融資制度等の支援と並行して、早い段階からの後継者選定・教育が引き続き不可欠です。

また、テレワークやワーケーションといった新たな働き方が定着したことは、都市部からの情報関連産業等の誘致や、Uターン・Iターンによる人材確保の好機となるので、この流れを地域産業の振興に結びつけるため、受け入れ環境の整備が求められています。加えて、地域の資源を活用したコミュニティビジネスや高齢社会に対応した新規産業への支援強化も必要となっています。

イ 農業

表郷地域の経営耕地面積は、田が856ha、畑が128ha、樹園地が1haとなっています。水稻、トマト、キュウリ、秋冬ニラ、イチゴ等を主力とした農業経営が盛んで、これらを組み合わせた複合経営も行われ、周年出荷が可能な施設も整備されています。一方で、養蚕の衰退を背景に桑園等で遊休農地が増加しているとともに、地域内において担い手の減少や高齢化が進んでいます。

大信地域の経営耕地面積は、田が549ha、畑が99ha、樹園地が4haとなっており、水稻を中心にブロッコリー等の園芸作物及び大豆、畜産等の複合経営が多く見られます。東日本大震災以降は大豆の作付面積が増加している一方、畜産では価格低迷により規模縮小や廃止に至るなど生産者が減少しています。また、地域内において担い手の減少や高齢化が進んでいます。

こうした状況を踏まえ、いずれの地域においても、中核的な担い手となる認定農業者の確保・育成に加え、集落営農や民間事業者も含めた大規模経営など多様な担い手が、将来にわたり営農を継続できるよう、生産性を向上させるための環境を整備する必要があります。

また、国が策定した「みどりの食料システム戦略」で示されたように、持続可能な生産を図るには、自然環境に配慮した農業経営の普及が求められています。豊かな自然環境と農業の生産基盤を有している両地域においては、経営の安定化と地域の自然環境の保全を両立する農業の推進に取り組む必要があります。

(※経営耕地面積は2020年農林業センサスによる。)

ウ 林業

本市の森林面積のうち、民有林は12,033haとなっています。そのうち、表郷地域が20.0% (2,403ha)、大信地域が7.9% (3,354ha) を占めています。民有林では、樹齢50年を超え

る立木の割合が70%を上回っており、高齢化が進行しています。このため、森林整備を積極的に推進し、木材の効率的な循環・利用を図ることで、森林を健全な状態に再生していくことが必要です。

さらに、原子力災害に伴う森林への放射性物質の影響、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評等もあり、森林・林業・木材産業は大きな影響を受けています。また、これまで、低コストで安定供給体制が整っている外国産材の輸入などにより、国産材の需要低下が続いておりましたが、現在、外国からの木材調達が不安視される中で、国産材の供給力強化が求められています。

森林は、土地や自然景観の保全、水源かん養、山の恵み、安らぎの場の提供など、住民の暮らしと深い関わりを持っていますが、林業従事者の減少、経営基盤の弱体化とともに、木材の循環利用の衰退等により適正な森林管理が進まない状況にあることから、森林、林業の重要性を再認識し、緑豊かな自然を大切にしながら森林の有効活用を図るとともに、引き続き森林の施業や木材の搬出に不可欠な林道等の整備を行っていく必要があります。

エ 工業

2023「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」によると、本市の工業は153事業所で従業者7,246人、製造品出荷額等は、345,665百万円となっています。

若者の流出に歯止めをかけ、定住を促進するためには、企業誘致による雇用の場の創出と地元中小企業の育成は欠かせない条件となっています。社会経済の状況等を見極めながら企業誘致に努めるとともに、地元中小企業の支援に加え、起業・創業の促進により、新規学卒者の就労機会の創出を図る必要があります。

本市は首都圏に近いという恵まれた立地条件にあることから、独自の企業立地奨励制度を設けて企業の誘致に努めるとともに、地元中小企業を支援する一般社団法人産業サポート白河を設立し、工業の振興を推進しています。

表郷地域及び大信地域では、各地に中小企業が散在しており、技術力向上や産業人材の育成、担い手の確保などの課題があります。このことから、人材育成や制度資金融資等の中小企業支援策により、地元企業の育成、経営基盤の強化に努めることに加え、安定した雇用の場及び所得の確保、地元企業の底上げを図るため、地域の特色を生かした地元を牽引する企業を誘致する必要があります。

また、地域資源を活用した起業・創業を促進し、活力ある地域を創出する必要があります。

オ 商業

令和3年経済センサスによると、本市の小売業は法人・個人合わせて461事業所、従業者数3,392人、年間販売額70,166百万円となっています。本市の中心市街地の商店街は、人口減少、車社会の進展、大型店の進出、消費者ニーズの高度化、多様化、インターネット販売の台頭などにより、活力を失い、経営者の高齢化や後継者不足、兼業化や廃業が進んでいます。

表郷地域では、金山地区の主要道路沿いに店舗が集中し、その他は番沢、梁森、八幡地区

の主要な集落に少数の店舗等が点在しています。大信地域では、中心地である町屋地区の主要道路沿いに店舗が集中し、その他は隈戸、増見、上新城、中新城、下新城地区の主要な集落に少数の店舗が点在しています。

これら地域の事業者は、日用品・食料品を扱う地域生活インフラとしての役割を担うだけでなく、地域の祭りやイベント、消防、防犯等の地域活動の担い手であったため、地域内消費の減少による商店の衰退は、地域の維持にも支障を生じさせかねない状況にあります。このため、商工会との連携による経営相談の強化、新規創業支援など、地域の特色を生かした対策を講ずる必要があります。さらに、販売方法やサービスの提供方法の多様化、緊急事態時のリスク分散が求められる中、新たな販路の開拓やデジタル技術の活用が必要です。また、高齢者が多い集落等に対しては、配達サービスや配食サービスなど、福祉施策と連携した商業の維持を図っていく必要があります。

カ 観光・レクリエーション

観光業は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が終息し、国際的な往来が再開されたことで、国内・国外ともに需要が回復基調にあります。特にコロナ禍を経て、マイクロツーリズム、ワーケーション、アウトドアといった、自然志向で密を避ける新たな観光トレンドが定着しました。これにより、オフシーズンや地域に分散する観光資源へのニーズが高まっています。また、インバウンド（訪日外国人観光）も回復傾向にあり、受け入れ環境の整備が喫緊の課題となっています。

表郷地域には、日本一山開きが遅いとされる「天狗山」や地域の昔の暮らしを伝える市指定重要文化財「鈴木家住宅」、市民の憩いの場となっている「白河市鶴子山公園」があり、大信地域には、「権太倉山」や「聖ヶ岩ふるさとの森」、「白河ゴルフ倶楽部」など、両地域には多様な地域資源が豊富に存在します。これらの資源は、アウトドア需要の高まりと相まって、新たな観光需要を創出する可能性を秘めています。

このような現状を踏まえ、今後は、観光客が集中する地域から周辺地域への回遊性を高めるための広域連携の強化、自然や歴史資源を活かした滞在型・体験型コンテンツの開発による現地消費の拡大、そしてデジタル技術を駆使した新規顧客層への効果的な情報発信を図ることが必要です。特に、自然志向の需要に応えるため、表郷・大信地域の自然資源をさらに磨き上げるとともに、国道294号沿いに整備された「大信地域市民交流センター（ひじりん館）」を、情報発信・交流の拠点として一層活用していくことが求められます。

今後、地域の多様な資源を複合的に活用し、国内外の新しい観光ニーズに対応できる環境整備とプロモーションを進める必要があります。これらの取り組みにより、年間を通じた観光需要を喚起しながら、持続可能な観光地づくりを推進します。

（２）その対策

ア 産業全般

- 農業、商工業における生産・加工・流通・販売の各分野において、担い手の確保や事業の持続に向けた支援に取り組みます。

- 地域産業の振興はもとより、新規企業の立地促進、地域特性を生かした新産業創出等を積極的に支援するなど、安定した雇用場を確保し、地域の中心的な担い手となる若年層の地域外流出を防ぐとともにU・I・Jターンを促進します。
- 情報関連産業や、コミュニティビジネス及び高齢社会に対応した新規産業の創出等に努めます。
- 企業移転やサテライトオフィスの設置を推進します。
- デジタル技術の活用により、生産性の向上や新たな企業価値を創造し、持続可能な経営を図る取組に対し、国の施策と連動しながら支援します。
- 主体性と創意のある地域づくりを目指し、行政と生産者等の関係団体等とが連携し、市場のニーズを的確に捉えた売れる産品づくりに取り組みます。

イ 農業

- 新規就農者を地域外から呼び込むため、就農希望者が過疎地域での就農を具体的にイメージし、興味を持つきっかけとなるよう、就農イベントでの重点的な紹介やインターネット、冊子等でのPRのほか就農体験を実施します。
- 地域内外の新たな人材による農業経営の継承を促進するため、機械導入等を支援します。
- 移住・定住のほか、休日に農業を手伝うといった多様な関わり方を推進し、農業分野における関係人口の増加を図ります。
- 農作業の省力化・効率化による経営規模の拡大や環境に配慮した農業を推進するため、スマート農業の導入を支援します。
- 地域農業の経営安定化と環境保全の両立を推進するため、生産者や地域、市、関係団体で構成される推進体制を構築し、モデルケースとして環境に配慮した農業の普及を図ります。
- 中山間地域等直接支払制度等を活用し、集落における営農を維持するとともに集落の活性化を図ります。
- 鳥獣による農作物への被害拡大を防止するため、有害鳥獣対策を推進します。

ウ 林業

- 白河市森林基本方針に基づき、災害に強い森林づくりと、緩衝林帯による住民が安全・安心で豊かに暮らせる身近な里山の整備を進め、森林が持つ公益的な機能を持続的に発揮させ、豊かな森林を健全な状態で次世代へつなぐ取り組みを推進します。
- 保全上重要な森林は保安林に指定する等、その機能保全に努めます。
- 森林整備計画に基づき、特定広葉樹育成施業を推進するとともに、人工林の保育・間伐等の促進、作業道の開設等に努めます。
- 林業従事者の減少、就業者の高齢化に対応する担い手の育成・確保、受委託組織体制の整備等に努めます。
- 人と環境に優しい素材である木材を有効に活用するため、地元産の木材を積極的に利用し地産地消の推進を図ります。
- 森林とのふれあいの場の整備拡充や住民参加の緑化運動を推進し、みんなで森を守り育む

という意識の醸成に努めます。

- 自然体験学習などレクリエーション活動を通し、森林環境保全の意識の向上、森林整備に関する人材の育成・確保などの取り組みを推進します。

エ 工業

- 誘致企業へ優遇制度の活用を促すとともに、企業のニーズに対応する工業用地の確保や、地理的条件、自然環境、人材確保等、本地域の特色・魅力を情報発信することにより、新規企業の誘致に努めます。
- 地元中小企業を育成し、経営基盤を強化するため、人材育成支援や制度資金融資などの中小企業支援施策の強化、商工会や一般社団法人産業サポート白河と連携した経営相談、企業間マッチングの促進など域内好循環の創出を図ります。
- 新たなビジネスへの参入や地域資源を活用した製品の開発、取引拡大に繋がる販路開拓を支援します。
- 起業・創業を促進し、雇用確保と地域経済の活性化を図ります。
- 若者等のU・I・Jターンを促進するため、就職活動に関する支援及び本市移住者の就業やテレワークによる移住を後押しし、企業の人手不足の解消と人口減少対策を図ります。

オ 商業

- 商工会と連携して、経営相談、経営指導の強化を図るとともに、商業後継者や地域リーダーの育成に努めます。
- 地域の状況や特色を把握し、地域消費者のニーズに対応した商店会の共同事業や活性化イベントの開催を支援します。
- 新商品開発や販路開拓、デジタル技術の活用など、事業の継続と変革に挑戦する事業者を支援します。
- 高齢者の福祉対策と連携し、配達サービスや配食サービス等、地域生活に必要な商業機能を維持する取組を支援します。
- 農林産物の6次化による特産品開発を促進するため、研究開発を行う各団体、グループ等と連携し、付加価値の高い商品開発や販路開拓を支援します。

カ 観光・レクリエーション

- 自然とのふれあいの場や交流の拠点の充実を図り、観光客の拡大による地域活力化を目指します。
- 量から質の観光へ転換するため、個人の満足度を高め、リピーターの促進、滞在の促進に努め、地元消費の促進に取り組みます。
- 農産物直売所を観光交流拠点のひとつに位置づけ、観光施設に関する情報発信を進めるとともに、施設の充実に努めます。
- 商工会や農業協同組合等と連携を図り、特産品の開発に努めます。
- 近隣市町村との連携により、新たな観光ルートの設定や情報発信、広域イベントの開催など広域観光ネットワークの形成を図ります。

- 都市との交流事業の推進及び本地域の伝統的芸能や行事・祭り等を広くPRすることにより、滞在型観光の推進に努めます。
- 観光推進体制の強化のため、観光物産協会の育成や広域的連携体制の強化を図ります。
- 観光施設の適切な維持修繕管理及び長寿命化を図るため、管理運営体制の充実に努めます。
- 美しい自然の魅力を最大限に生かし、地域資源を活用したプログラムの構築を図るとともに、農林業・商業と連携し、イベントや観光資源などを活用しながら、体験型観光地づくりを図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション	田ノ沢地区森林景観整備事業 県道矢吹天栄線に隣接する市有地を公園として整備する。	市	
		白河ゴルフ倶楽部整備改修事業 白河ゴルフ倶楽部の改修、設備導入を行う。	市	
		聖ヶ岩ビジターセンター交流促進事業 聖ヶ岩ビジターセンターにパレルサウナの設置等、外気浴を楽しむことのできる環境を整備する。	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	農業人材確保・育成事業 ①就農希望者の呼び込み ②経営継承の推進 ③農業分野での関係人口の増加	市 農業者	
		持続可能な農業推進事業 ①持続可能な農業への取組支援 ②スマート農業の導入支援	市 農業者	
		農業用施設整備「結」支援事業 農業用施設の保全活動に対して、資材の支給や敷設に係る機械等の賃借費用の支援を行う。	市	

起業・創業支援事業 地域資源の活用や雇用の創出など、地域への貢献度が高い新たなビジネスを起業しようとする者や新たな分野にチャレンジする事業承継者に対し、設備導入費や販路開拓費等の経費を補助する。	市	
商工関連団体支援事業 商工会が行う中小事業者に対する経営相談、経営改善・指導事業、地域総合振興事業や、商工業振興のために商工会が企画実施する事業などに対して、補助する。	市 商工会	
中小企業ステップアップ支援事業 市内中小企業者等が行うスキルアップ事業、人材確保事業及び展示会出展事業にかかる費用を補助する。	市	
小規模企業支援資金融資制度事業 小規模事業者の経営基盤強化のため、(株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金の融資を受けた小規模事業者が支払った利子を補助する。	市	
中小企業支援資金融資制度事業 中小企業者の経営基盤強化のため、白河市中小企業経営合理化資金の融資を受けた中小企業者が支払った信用保証料を補助する。	市	

		白河市移住者支援就業促進事業 首都圏から地域内の企業へ就業又は、地域内で起業するため、若しくは転職せずテレワークにより移住し、５年以上継続して定住する意思がある方に対し、移住支援金を支給する。	市	
		企業立地奨励金事業 企業立地を促進し、工業の振興と雇用機会の拡大を図ることを目的として、工場等を新・増設する事業者に対し、奨励金を交付する。	市	
		ふるさと白河表郷まつり 地元の中学生や文化団体連合会による演技の披露に加えて、地元事業者による模擬店やイベント企画を実施する。	実行委員会	
		ふるさと川まつり in 白河たいしん 「隈戸川」の清流に親しみ、その恵みを感じ、守り、育て、かつ地域間及び世代間の交流を深めながら地域の活性化を図る。	実行委員会	
		「食」による賑わい創出事業 表郷地域において地場産品等を販売する「マルシェ」を開催し、地域の「食」の魅力を発信するとともに賑わいを創出し、地域の振興を図る。	市	

（４）産業振興促進事項

（い）産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
表郷地域 大信地域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和８年４月１日～ 令和１３年３月３１日	

- (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(2)のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業の振興に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

インターネットや携帯電話（スマートフォン）などの情報通信技術が急速に普及し、社会全体のデジタル化が進展する中、電子マネーやキャッシュレス決済が普及するなど、人々の身近な生活にまでデジタルが浸透してきています。地域におけるデジタル化は、時間や距離の制約を克服し、住民サービスの向上及び地域の振興を図るうえでも必要不可欠なものです。地域によって格差が生じている現状もあります。

過疎地域においても、これまで行政情報や生活情報及び観光・イベント情報提供のため、防災行政無線システムの整備、地域イントラネット整備、自治体ネットワークシステム整備及び移動通信用鉄塔施設整備等、様々な情報化に取り組んできています。今後は、広報紙やホームページによる周知等に加え、防災行政無線のデジタル化に伴い整備された同報系防災無線（屋外スピーカー、防災ラジオ）、簡易無線機の活用や市の公式アカウントによるLINEのプッシュ通知など、必要な情報をタイムリーに伝えられるよう適正な運用に努めます。

また、デジタル化が本格化するにあたり、高齢者等のデジタル対応支援を強化して、デジタル格差を防ぐ取組が求められています。デジタル弱者といわれる高齢者等がデジタル活用の恩恵を受け、いきいきとより豊かな生活を送ることができる仕組みづくりに取り組んでいきます。

(2) その対策

- 進展するデジタル社会に対応するため、長期的視点に立って総合的に検討を進め、保健・福祉・医療・防災等の分野での情報システムの整備充実に努めます。
- 防災行政無線のデジタル化に伴い、整備された同報系及び移動系防災行政無線を適正に運用し、有事や大規模災害における情報伝達の迅速化を図ります。
- 高齢者らがデジタル化から取り残されないよう、スマートフォンやマイナンバーカードを使った行政オンライン申請などの利用方法を学ぶための機会を提供し、デジタル格差を防ぐよう取り組んでいきます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	デジタル・デバイド対策事業 スマートフォンの普及率が低い高齢者への支援のため、身近な場所である集会所や公民館等でデジタルに触れる機会を提供する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域における情報化に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

表郷地域の道路網は、幹線道路である国道289号とこれらに接続する主要地方道伊王野白河線、一般県道白坂関辺線、一般県道中野番沢線、一般県道社田浅川線、一般県道釜子金山線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。

国道289号は、本地域の最重要幹線道路ですが、梁森・高木地区では住宅地に面しており、カーブが多く幅員も狭いため、事故が多発していることから、早急な整備が望まれています。また、一般県道釜子金山線、一般県道社田浅川線は、排水処理が悪い箇所や幅員が狭く屈曲した箇所があり、生活や地域間交流等のためにも早期の整備が望まれています。

大信地域の道路網は、幹線道路である国道294号とこれらに接続する主要地方道矢吹天栄線、一般県道増見小田倉線、一般県道十日市矢吹線と、それらを補完する市道・農林道等によって構成されています。

主要地方道矢吹天栄線は、大信地域の東西軸の基幹道路で通勤道路として使用されているとともに、自然豊かなアウトドア施設「聖ヶ岩ふるさとの森」や、会津地域へ接続する極めて重要な路線ですが、一部区間は幅員が狭く、車両の交互通行も容易でない箇所があります。また、冬期交通困難箇所があり、アクセス道路としても、また、生活や地域間交流等のためにも早期の整備が望まれています。

市道については、生活道路であり日常生活に支障をきたさないよう、計画的な道路整備が望まれています。道路舗装は、路面性状調査により舗装状態を把握し、補修が必要な路線の整備を行う必要があります。また、橋梁は、定期点検により補修が必要な橋梁を把握し、整備を行う必要があります。

農道は、農作業の合理化・省力化を図り農産物の集出荷、農産物の輸送のための適正な維持管理が望まれています。

また林道は、国産材の需要や価格の低迷等による林業従事者の減少や高齢化により適正な森林管理が進まない状況にありますが、今後は林業基盤の整備、適切な保育管理推進のためにも森林整備に併せた林道の整備が望まれています。

イ 公共交通

表郷地域においては、ジェイアールバス関東（株）による路線バス（白棚線）が運行されており、通学を中心に多くの利用があるものの、日中は利用者が少ない現状にあります。また、地域内の移動手段としてコミュニティバスの表郷地域巡回バスを運行していたものの、利用者が非常に少なく地域の生活交通手段として機能していない状況であったことから、新たな交通システム導入による需要を確認するため、令和2年10月よりデマンド方式による乗合タクシーの実証実験を行い、令和5年10月から本格運行へ移行しています。

大信地域においては、福島交通（株）による路線バス（白河・大信庁舎線）が運行されて

いますが、利用者が非常に少ない現状です。また、地域を横断し矢吹町との間を結ぶ大信地域自主運行バスのコミュニティバスは、「通勤・通学バス」と「買い物バス」をそれぞれ運行し地域の生活交通を支えています。

しかしながら、地域内には公共交通が不便な地区もあることから、令和2年4月よりデマンド方式による乗合タクシーの実証実験を行い、令和5年4月から本格運行へ移行しています。

自家用車の普及や人口減少により、両地域ともに路線バス等の利用者が年々減少傾向にあることから、存続のための利用促進を図る必要があります。

また、デマンド方式による乗合タクシーは利用者数の推移を見ながら、地域の実情に応じた運行内容の見直し等のほか、新たな交通システムの導入の検討も必要です。

(2) その対策

ア 道路

【表郷地域】

- 国道289号は、バイパス整備を含めて早期改良整備を関係機関に要望していきます。
- 本地域内の一般県道釜子金山線、一般県道社田浅川線は、排水処理施設の整備、車両の安全な交互通行の確保や歩道の整備促進を関係機関に要望していきます。
- 市道については、主要幹線道路の関辺番沢線を優先的に整備し、小幅員の生活道路については重要度、緊急度等を総合的に検討し整備を図るとともに、通学路や公共施設等へのアクセス道路の整備を計画的に進めます。
- 道路の安全な交通を確保するため、路面性状調査により舗装状態を把握し、必要な路線の補修を行います。
- 安全で円滑な交通を確保するため、橋梁・トンネルの点検・補修を行います。
- 落下や倒壊による被害を防止するため、標識及び道路照明の点検調査を行います。
- 道路の安全な交通を確保するため、交通安全施設の整備を行います。
- 夜間の歩行者の防犯及び交通の安全を確保するため、地球温暖化防止対策も含めたLED道路照明設置を行います。
- 農道は、地域の産業経済の発展に寄与するものであることから、農産物の集出荷、機械力利用による省力生産拡大のための適正な維持管理に努めます。
- 林道は、森林施策の適切な推進及び林業経営の効率化に努め、山村の生活環境の整備に資するために、森林整備に併せた作業道を中心に整備・維持管理を図ります。

【大信地域】

- 本地域内の主要地方道矢吹天栄線は、車両の安全な交互通行の確保や歩道の整備促進を関係機関に要望していきます。
- 道路の安全な交通を確保するため、路面性状調査により舗装状態を把握し、必要な路線の補修を行います。
- 安全で円滑な交通を確保するため、橋梁・トンネルの点検・補修を行います。

- 落下や倒壊による被害を防止するため、標識及び道路照明の点検調査を行います。
- 冬期の事故防止を図るため危険箇所の融雪施設の設置を行います。
- 道路の安全な交通を確保するため、交通安全施設の整備を行います。
- 夜間の歩行者の防犯及び交通の安全を確保するため、地球温暖化防止対策も含めたＬＥＤ道路照明設置を行います。
- 農道は、地域の産業経済の発展に寄与するものであることから、農産物の集出荷、機械力利用による省力生産拡大のための適正な維持管理に努めます。
- 林道は、森林施策の適切な推進及び林業経営の効率化に努め、山村の生活環境の整備に資するために、森林整備に併せた作業道を中心に整備・維持管理を図ります。

イ 公共交通

- 通院、通勤、通学などの地域住民の移動手段である公共交通の確保については、引き続き国・県等との連携を図りながら、事業者への補助や利用促進対策を実施し、バス路線の維持・確保に努めます。
- 多様化する移動ニーズや小規模需要にも応える新たな交通システム導入など、効率的で持続可能な公共交通の実現を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	道路維持改修事業（里見木戸ヶ 入線、上小屋西郷線） 道路施設の舗装補修、舗装新設、 側溝新設を行う。	市	
		しらかわロードリニューアル 事業（三森瀬ヶ野線、赤坂裏金畑 線） 道路施設の舗装補修を行う。	市	
		道路改良事業（社会資本整備 総合交付金事業） 安全で円滑な交通の確保と地域 内・地域間交通の利便性向上を図 るため、主要幹線道路、生活道路の 整備、及び老朽化した道路ストッ クの点検及び修繕を行う。	市	
	その他	街灯ＬＥＤ化整備事業 街灯のＬＥＤ化を行う。	市	

		交通安全施設整備事業 区画線、ガードレールの整備・改修を行う。	市	
		緊急自然災害防止対策事業 (石崎川、西石崎川、湯沢川) 河川の護岸補強を行い、河川災害の被害を軽減する。	市	
		緊急浚渫推進事業 (石崎川、西石崎川、御館川、坂下川、赤仁田川、湯沢川、滑里川、宮沢川、樋ノ口川、千沢川) 河道内に堆積した土砂等を撤去し流下断面を確保することで、河川災害の被害を軽減する。	市	
		砂防流路工整備事業 (日竈地区、宮大地区、大山地区) 砂防ダムの流路工整備を行う。	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	新交通システム導入事業 小規模需要に対応した新たな交通システムの導入や共助による公共交通の仕組みづくりなどにより、高齢者等の移動手段を確保する。	市 民間事業者	
		高齢者等安全運転サポート事業 高齢者等の移動手段の確保と安全運転を促すため、急発進抑制装置設置に対する補助金を交付する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

交通施設の整備、交通手段の確保に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市の水道事業は、昭和26年度に計画給水人口30,000人、計画1日最大給水量5,400m³の規模で創設認可され、昭和29年度より給水を開始しました。

その後、給水区域及び給水量の事業拡充を図るとともに、平成20年度には変更届出により表郷上水道、東上水道を譲り受け、また平成28年度には東部・五箇・旗宿・大信の4つの簡易水道と赤仁田簡易給水施設を統合し、計画給水人口60,820人、計画1日最大給水量27,080m³の事業規模となりました。

今後、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などの経営環境の悪化が見込まれており、事業の持続性を確保するため経営基盤の強化が課題となります。また近年頻発化している地震や台風、豪雨などの自然災害に備え、耐震化や浸水対策などの施設整備が必要となります。

イ 污水处理施設

下水道の整備は、衛生的で快適な生活環境の確保と公共用水域や農業用水の水質保全に不可欠であり、地域住民の汚水処理事業に対する期待も大きくなっています。

本市の污水处理は、公共下水道、農業集落排水、公共浄化槽等整備推進（市設置型）の3事業を、それぞれの地域特性に合わせ効率的に進めています。

表郷地域では、昭和61年度に「金山地区」で農業集落排水事業が採択となり事業に着手し、その後「上願地区」「番沢地区」「小松地区」「表郷なか地区」の5地区を農業集落排水事業で整備していますが、令和6年度末の水洗化率は77.3%で、未接続世帯が多いことから水洗化率の向上を図ることが課題となっています。

大信地域では、昭和52年度に「中新城地区」で農業集落排水事業が採択となり事業に着手し、その後「町屋地区」「下新城地区」「下小屋地区」「豊地地区」「隈戸地区」の6地区を農業集落排水事業で整備しており、令和6年度末の水洗化率は98.6%となりました。

両地域とも農業集落排水区域外では、合併処理浄化槽の整備地区として住民の要望に応じ設置を行うとともに、単独処理浄化槽からの転換を促進しています。今後は、老朽化した施設の更新費や物価上昇による維持管理費の増加が想定されることから、効率的な事業運営が求められています。

一方、し尿処理と浄化槽汚泥処理については、近隣市町村で構成する白河地方広域市町村圏整備組合管内の許可事業者が収集運搬を行い、白河地方清掃センターで処理しています。

ウ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

本市の一般廃棄物は、白河地方広域市町村圏整備組合による、焼却施設（西白河地方クリーンセンター）及び資源化施設（西白河地方リサイクルプラザ）で処理しています。

令和5年度の市民一人1日当たりのごみ排出量は979g/人・日で、福島県（排出量 全国46位）の968g/人・日を上回っています。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムの変革とごみの排出抑制に向けた意識の転換が急務です。

良好な環境を維持し持続可能な社会をつくるため、ごみの再資源化に向けたリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）に加え、リフューズ（不要な物は買わない）の実践などSDGsの推進が求められており、環境負荷をできる限り低減する循環型社会の構築が重要です。

特に山林や河川など豊かな自然に恵まれている表郷地域及び大信地域においては、人家から離れた山林などにごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たない現状にあります。そのため「白河市美しいふるさとづくり条例」に規定する美化推進地区の設定やポイ捨て防止看板の設置、町内会との連携による不法投棄防止パトロール、クリーンアップ作戦等により住民が一体となって行う美化清掃活動の拡大を推進し、意識の醸成を図ることが必要です。これまで先人が守り現代へ紡いできた、地域の美しい里山や清らかな水、澄み渡る空気と青空などの豊かな環境を後世に引き継いでいくための「資源循環型社会の実現」を基調とした、住みよい地域社会の形成が求められています。

エ サービスステーション（ガソリンスタンド）

サービスステーションは、低益構造、後継者不足等から減少傾向にあり、配達に頼る高齢者や雇用の場を必要とする若年者にとっても大きな影響を与えています。地域の活力を失わせないためにも、生活インフラと一体的な対応を考えたサービスステーションの維持を図る必要があります。

オ 消防体制

消防体制については、白河地方広域市町村圏消防本部による常備消防と、市消防団による非常備消防で構成されています。

消防団にあっては就業構造の多様化や就業先の広域化などに伴い、次のような問題点が指摘されており、組織の見直しなど活性化を図る必要があります。

- 広い圏域を有するなど地理的条件から常備消防の現体制だけでは対応が難しく、消防団の強化が必要となっています。
- 人口減少や団員の高齢化等により団員の確保が難しくなっています。また、勤務先や雇用形態の関係から昼間に出動可能な団員が少なく、火災や災害などが発生した場合に、早期に対応することが難しい状況にあります。
- ポンプ車や小型動力ポンプなどの消防団設備は、計画的に更新を行っていますが、一部の機械器具では耐用年数を超えて使用しています。
- 消火栓など消防水利の設置は計画的に進めてきましたが、地形的に散在する住宅には対応できるまでには至っていません。加えて、消火栓の老朽化に伴う更新が必要となっています。
- 多くの山林を有する地域では、林野火災の消火活動をはじめ搜索活動、救助活動など、県

防災ヘリコプターが担う役割は、極めて重要となっています。現状では県防災ヘリコプターの機種変更に伴い着陸場所が制限されていることから、新たな離着陸場の整備が急務となっています。

カ 住宅

本市では、震災以降、少子高齢化が急速に進行しており、移住・定住の促進、地域の活性化、良質な住宅ストックの形成など、人口減少対策と地方創生の実現に向けた取組が求められています。

また、身近な社会問題である空き家は、令和4年度実施の実態調査によると、市内の空き家総数1,287戸に対し、表郷地域に166戸、大信地域に68戸を確認しています。適切な管理がされていない空き家は、倒壊の危険等の問題が生じることから、生活環境の保全に加え、まちの活性化のため、空き家の利活用や発生の抑制、特定空き家化の防止などの対策が必要となります。

キ 公営住宅

令和7年4月1日現在の表郷地域の市営住宅は、公営住宅が3団地92戸、大信地域の市営住宅は、公営住宅が3団地175戸、特定公共賃貸住宅が1団地16戸となっています。

老朽化により維持管理面で大きな課題を抱えている住宅もみられることから、良好な居住環境を提供するためにも、改修等が課題となっています。

また、今後は、人口減少による市営住宅の適正戸数の見直しを進めていく必要があります。

ク 公園

表郷地域及び大信地域は、緑豊かな自然環境に恵まれている地域です。表郷地域には8箇所、大信地域には13箇所の公園が整備されていますが、集落の過疎化が進み、利用者が減少しています。また、来園者が快適に公園を利用できるよう老朽化したトイレや四阿など公園施設の修繕が急務となっています。

ケ 地域防災

市民が安心して暮らせる安全な生活環境の形成のために、山地や丘陵地等における急傾斜地の崩落防止対策等は、緊急性を有する課題となっています。また、水害に備えた河川・水路の整備や土砂災害対策等を引き続き推進することが求められます。

さらに、今後予想される災害等に対して、自主防災組織の立ち上げを支援するとともに、「自助」・「共助」の取組を推進し、市民の防災意識の高揚を図っていくことが必要です。

(2) その対策

ア 上水道

- 水道施設の老朽対策を計画的に進めるとともに、耐震化を推進することで、安全で安心な水道水を供給できる強靱な水道施設の実現を目指します。

- 投資の平準化やコスト削減等を図ることで健全な財政基盤を確立し、収益性の改善を実現します。

イ 汚水処理施設

- 農業集落排水区域以外の地区については、公共浄化槽等整備推進事業（市設置型）により汚水処理を行うとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図ります。
- 老朽化した施設の改築更新を計画的に実施していくとともに、施設の統廃合について進めていきます。
- 戸別訪問や広報紙等による啓発を行い、水洗化率の向上を図ります。

ウ 循環型社会形成・一般廃棄物処理

- 大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムを変革して、良好な環境を維持し、持続可能な社会を作ることが求められています。このため、一般廃棄物の資源化に努めるとともに、5 Rすなわちリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の取組に加え、リフューズ（不要な物は買わない）、リペア（修理・修繕）の実践などSDGsの推進を支援します。
- ごみの減量化に向けた資源回収奨励金交付事業などリサイクル運動等を通じて、住民一人ひとりの再資源化意識の高揚を図るなど循環型社会の形成に努めます。
- 食材を無駄にしないレシピや冷蔵庫の機能を生かした保存方法等、暮らしの知恵を周知し、食品ロスの削減に努めます。
- マイバッグ（レジ袋の使用抑制）の利用促進、簡易包装商品購入の啓発等に努めます。
- 環境学習会や環境教育の充実を図り、過剰な買い物の抑制やものを大切に使う習慣を指導します。
- 住民・事業者・行政がそれぞれにごみ発生抑制対策や、排出抑制対策を講じて実施するためにも町内会や企業による美化清掃活動の支援を行います。
- 廃棄物の不法投棄対策として、関係機関とも連携し、今後も監視員によるパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に取り組んでいきます。
- 容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法により分別の徹底を図ります。

エ サービスステーション（ガソリンスタンド）

- サービスステーションは自動車や暖房用の燃料供給拠点であると同時に、雇用の場でもあります。配達に頼る高齢者はもちろんのこと、地域の活力を失わせないためにも生活インフラと一体的な対応によるサービスステーションの維持に努めます。

オ 消防体制

- 近隣市町村との広域連携により常備消防体制の充実を図るとともに、市内に職場を持つ消防団員の確保や消防団OBへの協力依頼など、地域の実情に合わせた消防団組織の強化を図ります。

- 地元企業、自主防災組織などと連携を図った消防団組織の強化とともに防災活動の拠点となる消防屯所の計画的整備を進めます。また、消防団の活動について、地域で十分な理解を得るため広報活動を展開し、潜在的な入団希望者の発掘と入団勧誘を図ります。
- 耐用年数に達する消防自動車、小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ等については計画的更新を図ります。
- 消火栓や防火用水等、消防水利の点検を行うとともに、老朽化した消火栓等の計画的更新を図ります。
- 林野火災等に対応するため、山間部等の消火活動に有効なジェットシューターや移動式無線など消防装備の充実を図ります。加えて、県防災ヘリコプターに対応できる離着陸場の整備を検討します。

カ 住宅

- 県内外からの移住者に対し、住宅取得費用の一部を助成します。また、結婚を機に市内で新生活を開始する新婚世帯に対し、住居費や引越し費用等を補助するなど、移住、定住の促進を図るための対策を実施します。
- 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を積極的に推進するとともに、地震による被害を軽減するため、木造耐震診断や耐震改修を促進します。
- 都市部からの居住希望者の需要を把握しニーズに対応できるよう、空き家の情報を収集し発信を行うとともに、居住以外への利用も含め、空き家の有効活用を支援します。また、空き家等の所有者に対し、適正管理の助言や指導等を行うとともに、特定空き家等については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき必要な措置を講ずることとします。
- 田舎暮らし体験や空き家情報の提供を行い、移住者の受け入れ体制の充実を図り、定住・二地域居住を誘導する事業を推進します。

キ 公営住宅

- 「白河市公営住宅長寿命化計画」に基づく長期的な視点による改善と居住水準の向上を図り、住宅セーフティネットとしての機能維持に努めます。また、低所得者や高齢者などの要配慮世帯に対しては、福祉部局と連携し安定した住宅の供給に努めます。
- 市営住宅の空き住戸については、中小企業等の労働者や子育て世帯等の住宅確保支援など、時代変化に合わせた住宅政策に活用し、企業等の雇用促進や地域コミュニティの活性化を図ります。
- 老朽化した市営住宅については、地域の需要を踏まえつつ、統廃合等による集約化を段階的に進め、入居者が安全で安心して生活できるよう良好な住環境の整備に努めます。

ク 公園

- 地域の特性を踏まえ、既存の公園の有効な活用方法など、身近な公園の在り方について検討を進めていきます。
- 公園施設の長寿命化計画への取組みを行い、日常的に安心して利用できる公園づくりを目

指し、施設の計画的な修繕と更新に努めます。

ケ 地域防災

- 地域住民が協力し、平常時の災害に備えて取り組み、災害時の被害を最小限に食い止めるなど、地域における「共助」の果たす役割が今後ますます重要となることから、自主防災組織の設立について支援します。
- 各地域の防災組織ごとの防災訓練を実施するとともに、防災マップの配布や出前講座の活用など平時から防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織への防災資機材等の整備を進めるとともに、地域の防災の拠点となる集会所施設等の計画的な整備を図ります。
- 河川の護岸補強を行うとともに、河道内に堆積した土砂等の撤去を行い、河川災害の被害軽減に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的发展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 農業集落排水施設	農業集落排水事業（機能強化） 老朽化した農業集落排水施設（処理施設・管渠）を改築更新することにより、低下した機能の向上を図り衛生的で快適な生活環境を維持する。	市	
	その他	公共浄化槽等整備推進事業（市設置型） 公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域を除いた区域で、市が合併処理浄化槽を設置し適正な維持管理を行うことにより、公共用水域や農業用水の水質保全を図る。	市	

	(5) 消防施設	消防車両等整備事業（ポンプ車：上小屋、積載車：小松、越堀、菅辻、オノ内、十日市、下新城、増見、日仙、赤坂、小型動力ポンプ：北ノ内、三森、社田、下羽原、桜岡、下新城、日和田、上新城、十日市） 耐用年数に達するポンプ車、積載車、小型動力ポンプについて更新する。	市	
		消防屯所等整備事業（赤坂、オノ内、飯土用、社田、宇原、北ノ内、日簗） 耐用年数を経過し老朽化している消防屯所等を更新する。	市	
	(8) その他	降雪障害低減化事業 主要道路に夜間でも認識可能な降雪監視カメラを設置し、積雪状況の常時把握、機動的な除雪指示ができるようハード整備を行う。また、路面凍結箇所へ融雪剤自動散布機を設置するほか、町内会が除雪機を購入する際に一部補助を行う。	市	
		鶴子山公園再整備事業 既存北側トイレなどの改修、老朽化した公園施設の再整備を行う。併せて、広場にベンチやテーブルを設置し、樹木の整理や景観の向上を図ることで、明るく開放的な空間を創出する。	市	
		田園町府ニュータウン公園再整備事業 田園町府ニュータウン内の農村公園に、遊具、広場を設置することで再生し、安全な子どもの遊び場、地域の憩いの場を整備する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

生活環境の整備に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 消防施設の基本方針より

- 分譲住宅等の造成による人口分布の変化に伴い、エリアの見直しも検討する。
- 建設から40年後を目途に劣化状況を確認し改修等を行い、長寿命化を図る。

白河市公共施設個別施設計画 市営住宅の基本方針より

- 人口減少や空き家の増加など社会情勢を考慮し、新たな建設は行わない。
- 入居の要望が多い市営住宅については、積極的に長寿命化を図る。
- 入居の少ない市営住宅や耐用年数が迫っている木造市営住宅については、解体等を視野に募集停止や移転を検討していく。

白河市公共施設個別施設計画 公園施設の基本方針より

- 都市公園については、現状を維持し、施設の更新を順次行う。
- その他の公園については、利用状況に応じて、遊具施設の集約更新や撤去、代替のベンチ等の設置を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

表郷地域の幼保施設は、現在の表郷幼稚園とおもてごう保育園の2施設を統合する認定こども園として、令和7年度から工事に着手し、令和8年9月1日の開園を予定しています。認定こども園の定員は170名を予定しており、3～5歳児への給食提供やセキュリティを強化した施設として整備を進めています。

大信地域の幼保施設は、大信幼稚園とたいしん保育園の2施設であり、令和7年4月1日現在の園児数は幼稚園が50人（定員140人）、保育園が10人（定員50人）となっています。両施設は近接連携が図れており、就学前の総合子育て支援施設として機能していますが、幼稚園は平成26年度に一部改修が行われたものの老朽化が進んでおり、さらなる大規模改修や建て替えの検討が必要とされています。

子育て環境は、核家族化の進行や、地域における地縁的なつながりの希薄化などを背景に大きく変化し、家庭や地域社会の養育力は低下しています。

こどもの健やかな成長のためには、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、安心して子育てできる環境づくりが必要です。

特に乳幼児期は、健康な身体的基础作りや情緒豊かな対人関係の芽生えなど、成長段階において極めて重要な時期であり、保護者や地域社会の適切な関わりと、質の高い教育・保育の提供によって、こどもの健やかな発達を保障することが必要です。

イ 地域福祉

加齢による心身機能の低下を可能な限り予防し、健康寿命の延伸を図ることが重要であるとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援やサービス体制の充実が必要となります。

そのためには、一人ひとりの状況に応じた福祉や保健、医療、健康に関するサービスを効果的に提供していくことが求められます。

一方、少子化に伴う人口減少社会が到来し、地域コミュニティの希薄化や核家族化の進行、就労形態の多様化などとあいまって、家庭や地域における子育て機能の低下を招いていることから、地域社会を担うこども一人ひとりが心身ともに健全に成長できるよう、地域全体でこどもを育む仕組みづくりが必要です。

少子高齢社会にふさわしい福祉や保健、医療、健康に関するサービスを提供していくには、限られた財源の中で、利用者一人ひとりのニーズを見極め、必要なサービスを適切かつ効果的に提供できる仕組みを整えていく必要があります。さらに、こどもや高齢者、障がい者などの権利や人権擁護も重要な課題となっています。

また、福祉と保健、医療の連携のとれたサービスの提供、疾病の早期発見、寝たきりの予防、リハビリテーションなどの対策を総合的に推進し、住民の健康づくりを支援していくこ

とも重要になります。

社会参加は、世代や立場を超えた住民相互の交流や高齢者・障がい者の自立の促進、社会性を身につけたこどもの育成など、これからの地域づくりを進めるに当たって重要な役割を果たしていくものです。また、住民の生涯を通じた健康づくりや女性の社会進出を支援する視点からも意義あるもので、住民の自主的な社会活動との調和を保ちながら、社会参加の場と機会の拡大を図ることが必要となります。

支援を必要とする高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して生活を続け、また、一人ひとりのこどもが豊かな心を育み、社会性を身につけて成長するためには、地域住民と協働で、これらを支え合う体制づくりが必要です。

このためには、ボランティア活動などに参加する住民や地域団体との連携・強化を図り、さらに、地域社会に福祉の心を育み、また、専門性を有する人材を育成するなど、幅広く支援活動への参加と協力を呼びかけ、活動の領域を広げていく必要があります。

さらに、こうした福祉の担い手となる住民の活動のための相談や情報提供機能を拡充することも重要になります。そして、福祉と保健、医療、教育等の関係機関との連携を強化し、高齢者、障がい者、こどもを地域社会全体で支え合うネットワークの充実が必要となっています。

ウ 高齢者福祉

令和7年3月31日現在の住民基本台帳によると、表郷地域の高齢者数は2,154人で、高齢化率は38.6%、大信地域の高齢者数は1,392人で、高齢化率は39.5%となっています。

また、市全体で見ても、人口は減少傾向にあり、令和6年3月に策定した「第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、令和12年（2030年）には総人口が53,311人、高齢化率は33.5%と推計しています。この予測によると、現役世代1.8人で高齢者1人を支えることとなり、表郷地域と大信地域においては、さらに少ない人数で高齢者を支えていくこととなります。

さらには、認知症高齢者の増加をはじめ、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」や80代の親が50代のこどもの生活を支える「8050問題」など、高齢者に関わる問題が複雑化・多様化しており、これまでのような取組では解決が困難になってきています。

加えて、頻発する災害等の緊急時の備えも重要となっています。

このような状況の中、介護保険制度を中心とした在宅福祉の充実はもちろんのこと、グループホームなどの施設福祉の充実、移送サービス、外出同行など身近なところでの移動に対する支援と同時に、要支援、要介護認定に至らない元気な高齢者への支援の充実に力を注いでいく必要があります。

さらには、急速な高齢化とともに、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。本市の死亡原因は全国と同様に、がんや心疾患、脳血管疾患によるものが多く、全体の半数以上を占めています。日常生活における健康づくりや疾病予防の重要性は一層高まっており、運動や食生活の改善など、今後なお一層、住民が自主的・主体的に取り組む健康づくり活動

への支援が求められています。

また、健康な高齢者には、これまでの経験を生かした就労や社会活動に参加できる機会を創出し、高齢者が生きがいを感じて生活していける社会を形成していく必要があります。

エ 障がい者福祉

表郷地域及び大信地域における障がい者数は、身体・知的・精神障がい者を含めて、表郷地域で320人、大信地域で220人程度となっています。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心した生活を営むため、障がい者のニーズに即したサービスの提供や相談支援、医療ケア等を行っていく必要があります。

また、障がいのある方が、経済的な自立だけでなく、主体的に生きがいのある生活を送るためには、地域で意欲的に働き、活動することが重要です。

さらには、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生していくためには、障がいのある方やその家族に対する市民の理解、協力が必要であり、福祉に対する意識の醸成が求められています。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- こどもの健やかな発達を保障するため、妊娠・出産・育児・健康にかかる相談支援など、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援する環境を整備します。
- こども家庭センターによる支援の充実を図るとともに、地域の子育てネットワークづくりに努めます。
- 幼保連携など新しい教育・保育ニーズへの関心が高まっていることから、地域の実情に応じた就学前教育・保育の充実と施設の整備を図ります。

イ 地域福祉

- こどもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境づくりを目指し、市民、ボランティア、NPO法人、事業者、社会福祉協議会、行政などが連携し合いながら一体となって地域の「福祉力」の向上を推進します。
- 社会とうまく関わるできないひきこもりやニートとなっている若者等に対し、関係機関と連携し、相談会の実施や居場所づくり、就労支援等に取り組むとともに、地域の人々が思いやりをもって見守ることができる意識の醸成に努めます。
- 家庭や地域でのこどもの頃からの福祉活動の体験や、学校で福祉教育を行うことにより、福祉の心を育み、将来、地域福祉の担い手となるよう育成します。
- 必要なサービスを適切に利用できる仕組みをつくることや、住民が気軽に相談できる体制の充実、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し利用者が必要とするサービスや相談窓口などの情報提供に努め、さらに高齢者や障がい者、こどもなどすべての人の

様々な生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援体制の構築を図ります。

- 住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らしていただくため、住民自らが心身の健康の増進に努めるとともに、個々の努力を支援し、健康保持に向けての生きがいづくり対策を推進します。
- 日頃のあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりが築ける取組を進めます。
- 住民が安心して暮らしていける地域をつくるため、地域で生活する様々な人が、お互いの立場を理解し、協力し合える関係づくりが築けるよう関係団体との連携や協力のもとに地域で支え合う環境づくりに取り組みます。
- 住民全員が多様な生活スタイルや価値観を尊重しながら、自分に合った方法で共に支え合い、気負うことなくボランティア活動に参加できるような動機づけや方策などを検討し、支え合い活動への幅広い住民の参加を推進します。
- 地域の複雑な生活課題を解決していくには、地域団体やボランティアが課題についての共通の理解を深め住民と相互に連携して活動していくためのネットワークづくりが重要になることから、個人情報 の有用性に配慮した適正な取り扱いを確保し、地域情報の収集・整理と情報の共有化、出会いの場や交流機会の設定、各団体間や公的機関との連絡・調整などのコーディネート機能の充実に努めます。

ウ 高齢者福祉

- 介護予防の普及・啓発について、引き続き効果的な情報提供を行います。
- 一般介護予防事業は、心身の状況の改善のみを目指すのではなく、生活機能全体の維持・向上を通じて活動的で生きがいのある生活を支援する事業です。人と人のつながりや介護予防を実施する通いの場としての「高齢者サロン」の設置及び運営支援に力を入れていくとともに、高齢者の心身の健康保持、増進に資するため、「いきいき健康チャレンジ相談会」「白河市らく楽健康体操」の普及啓発に努めます。
- 認知症の方やその家族の視点を重視し、認知症に対する理解の促進を図るとともに、支援体制の整備や教育、地域づくり、雇用、その他の認知症予防に資する可能性がある関連施策との連携を図り、認知症になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくりを進めるため、本市の実情に応じた多様な認知症施策を展開していきます。
- 高齢者個人の自立支援やQOLの向上、事業間の連携強化や介護の質の向上を図るため、引き続き「個別ケア会議」「自立支援型地域ケア会議」「地域包括ケア会議」「地域ケア推進会議」を開催します。
- 市民にとって「利用しやすい相談体制」の構築に向け、総合相談支援の充実に努めるとともに、高齢者の個々の状況や状態に応じた適切な支援を実施するため、介護予防ケアマネジメントの充実や関係機関とのネットワークの構築に努めます。
- 高齢者虐待の未然防止と早期発見に努め、緊急的な保護が必要な場合に迅速な対応ができるよう権利擁護支援のため、引き続き関係機関との連携強化を図ります。
- 生活支援コーディネーターと協議体が地域づくりを進めていくことができるよう、活動の

担い手の発掘・育成に取り組むとともに、協議体に多様な関係者が参加し、地域全体で地域づくりを推し進めていきます。

- 在宅医療・介護の切れ目のない支援の実現に向け、在宅医療・介護の連携に向けた基盤整備及び地域関係者との関係構築に努めます。
- 介護給付費の適正化においては、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要とするサービスを事業者が的確に提供するように促し、サービスの確保とその結果としての費用の効率化、及び介護保険制度への信頼を高めることに努めます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かなサービスを継続して提供することで、高齢者の在宅における生活を支援していきます。また、今後の高齢者人口の増加や生活支援サービスに対するニーズの変化に合わせ、見守りや買い物支援等のサービス体制の充実に努めます。
- 成年後見制度への需要が高まることが見込まれることから、成年後見制度の利用促進にかかる体制整備を推進し、市民、地域の関係者への正しい知識の普及に努めます。
- 高齢者の活動の中心的存在である「老人クラブ連合会」の運営及び各種活動に対して、引き続き補助金を交付し、活動を支援するとともに、高齢者の生涯学習活動やスポーツ活動についても、高齢者のニーズに合わせた支援に努めます。
- シルバー人材センターへの支援を通して、臨時的かつ短期的または軽易な就労などによる社会参加を促します。
- 地域居住のための支援として、交通安全対策をはじめ、平時における支援を引き続き行っていくとともに、災害時における避難支援体制の充実や感染症対策など、緊急時における備えも行っていきます。
- 健康寿命を延伸させるため、地域の健康課題を分析し、高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防について一体的に取り組を進め、支援の充実に努めます。
- 生活習慣病の発症や重症化予防のため、保健指導体制の充実・強化を図るとともに、健康ポイント事業や、健康教育・相談等を実施し、健康づくりを進めます。

エ 障がい者福祉

- 障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、「白河市障がい者計画」、「白河市障がい福祉計画」及び「白河市障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの向上など、福祉施策の充実に努めます。
- 障がいのある方が安心して医療を受けられるよう、自立支援医療制度や重度心身障がい者医療費給付事業の充実に努めるとともに、関係機関と密に連携し、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・リハビリテーションの提供に努めます。
- 自ら意思決定及び表明することが困難な障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、白河市及び西白河郡4町村で設置する「障がい者基幹相談支援センターけんなん」を中心に重層的な相談支援に努めます。
- 障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるため、地域生活で生じる問題又は障がいのある方の家族に生じる緊急事態等に対応するための体制の整備に努めます。

- ハローワークや県南障がい者就業・生活支援センター（まごころステーション）等の関係機関と連携し、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、障がいのある方の働く意欲を尊重し、就労支援及び就業機会の確保に努めます。
- 障がいを理由とする差別解消の促進や障がいに対する理解を促進するため、しらかわ地域自立支援協議会等で情報の共有・交換を行うとともに、広報紙やチラシ等により市民への啓発を図ります。

（３）計画

事業計画（令和８年度～１２年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	表郷こども園整備事業 老朽化が著しい保育園を幼稚園の隣接地に移転し、幼保連携型認定こども園として開園する。なお、おもてごう保育園は、認定こども園開園後、解体する。	市	
		大信こども園整備事業 老朽化が著しい幼稚園を、改築もしくは大規模改修を行い、隣接する保育園と幼保一体型施設のこども園として整備する。	市	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	大信デイサービスセンター改修事業 大信デイサービスセンターの改修やＬＥＤ照明の導入等により、施設の長寿命化を図る。	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	子どもの居場所づくり支援事業 こどもが集まる居場所（こども食堂）を運営する団体に対し、その経費を補助し、安定的な運営を支援する。	市	
		子育てサロン推進事業 乳幼児及び保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用を助成する。	市	

		地域子育て支援拠点事業（出張ひろば） 主に0歳～3歳の乳幼児を持つ親と子が気軽に集い、語り合い、交流を図り、育児相談等を行う場を設置することにより、子育て支援機能の充実を図る。	市	
		高齢者見守り生活支援事業（すまいる号） 移動販売車による買い物支援、高齢者の見守り（孤立防止）に取り組む。	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 幼稚園・保育園の基本方針より

- 幼児数が減少しており地域によって偏りがあることから、老朽化の著しい施設で幼児数が減少している地域については統廃合を進めることで、適正に施設を運営する。

白河市公共施設個別施設計画 児童クラブの基本方針より

- 原則学校施設内に併設するものとし、空き教室・スペース等の活用についても検討する。

白河市公共施設個別施設計画 高齢者施設の基本方針より

- デイサービスセンターについては、建設から40年を目安に大規模改修し長寿命化を図る。
- 老人福祉センターについては、中央老人福祉センターへの統合を検討する。

白河市公共施設個別施設計画 障がい者施設の基本方針より

- 公共施設としての目的は無くなり貸付を行っている施設であるが、老朽化が進行しているため、目標年度まで使用して除去を検討する。
- 民間事業者による運営が可能な施設については、同種の民間施設の充足状況や経営状況などを考慮し、譲渡について検討する。

白河市公共施設個別施設計画 保健センターの基本方針より

- 保健センターは、4市村合併による重複施設が多く、利用も各種検診と限定されており広がりが少ない。機能を集約し用途変更の検討を行う。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

表郷地域の医療機関は、内科診療所が1箇所、歯科診療所が2箇所となっており、大信地域では、内科診療所が2箇所、歯科診療所が2箇所となっています。

表郷地域の内科診療所は、市の指定管理者導入施設である白河市表郷クリニック1箇所です。令和4年からの5年間は医療法人社団恵周会白河病院が指定管理者となり、当クリニックの後方支援病院としての役割を果たしていることから、高度な入院治療等を要する際には迅速な病診連携が図られています。なお、白河市表郷クリニックは、平成19年に現在地に新築移転し、現時点では建物自体に不具合はないものの20年経過することから、今後は建物の長寿命化を図るため、計画的な修繕等が必要となってきます。

大信地域においては、高度な入院治療等を要する際には、市内の総合病院や郡山市を中心とした県内の総合病院に依存しているのが現状です。

今日の健康に対する意識や医療ニーズは多様化し、正しい情報の提供が求められているため、民間企業との連携により若い世代や働き盛り世代も参加できる保健事業を実施することで、生活習慣病予防対策の徹底と、各種検診の充実により疾病の早期発見、早期治療に努め、健康寿命を延伸させる取組が必要です。

また予防対策の啓蒙と地域医療体制の充実はもとより、さらに高度医療に対応するための広域医療機関のネットワークづくりが課題です。

さらに、医療における慢性的な人材不足の解消は急務となっているほか、過去の感染症大流行時には、医療人材の不足に加え、医療用物資の不足が顕著であったことから、平時からの備えが必要となっています。

(2) その対策

- 本地域には内科診療所が3箇所ありますが、高度な医療は市内の総合病院等に依存せざるをえない状況であることから、関連機関と連携し地域医療の充実に努めます。
- 医療に恵まれない地域における医療提供体制を整備し地域医療の確保・充実に図るため、医療機関の新規開業や医業を承継する場合に奨励金を交付します。
- 新たな感染症の大流行を見据えた対策や備蓄品の常備に努めます。
- 医療ニーズの多様化、在宅医療への対応として、将来的にオンライン診療等の先端技術の活用を検討していきます。
- 各種健診結果に基づき、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として、個々人の生活スタイルに合わせた効果的な保健指導に努め、受診が必要な際には適切な診療科目についての助言指導を行い、医療費の適正化につなげます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	表郷クリニック改修事業 老朽化した表郷クリニックについて、空調設備等の改修やLED照明の導入により、施設の長寿命化を図る。	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	医療機関新規開業支援事業 地域医療の維持のため、新規開業者や医業を承継する場合に奨励金を交付する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

医療の確保に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 医療施設の基本方針より

- 医療施設は、民間企業でも運営可能なことから、民間施設の状況を注視し譲渡や除却を検討する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 義務教育等

大信地域では、令和4年度に今までの3小学校を統合して新しく大信小学校を開校しました。本地域の4月1日現在の小学校の児童数は平成23年には294人だったものが、令和6年には132人になり、約54%減少しています。

表郷地域においても、平成23年には370人だったものが、令和6年には278人と約24%減少しているほか、本市全体で見ても、平成23年度から令和6年度の14年間で小学校の児童数は3,985人から2,746人と1,239人減少し、中学校の生徒数は2,099人から1,559人と540人減少しており、小・中学校合わせると1,779人減少し、14年前に比べると約29%の減少となっています。

白河市人口ビジョン（令和7年3月）の人口動向分析によると、今後も市内の少子化は進行し、地域内の児童生徒数はさらに減少するものと予測されています。一方で、地域の未来の担い手である子ども達の持続的で健全な育成を図るためには、充実した教育環境の整備・提供を進める必要があります。学校での集団生活を通してお互いが切磋琢磨しながら過ごせるような学校づくりが求められており、白河市教育委員会では、学校の規模適正化を検討する場合の望ましい基準を示した「白河市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」（令和6年11月）を策定しました。

学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、防災や地域交流の場といった機能も併せ持つ地域のコミュニティ的な性格を有していることが多く、将来のまちづくりのあり方を考える上で重要な拠点であり、家庭や地域社会との連携を図りながら地域とともにある学校づくりの視点が求められています。

特別支援教育については、特別支援教育コーディネーターを中心として校内研修及び校内教育支援委員会の活性化を図るとともに、個別の指導計画や教育支援計画に基づき、個に応じたきめ細やかな指導を行いながら教育支援の適正化に努めており、全ての小・中学校に特別支援学級を設置しています。

小・中学校においては一人一台タブレット端末の導入や電子黒板の設置などICT教材設備が整備されていますが、タブレット端末の使用期限が迫ってきており、今後の更新等について、計画的に整備を進めていく必要があります。

市の学校給食は、現在、自校給食校9校、給食センター2箇所で開催していますが、各施設の老朽化や児童・生徒数の減少に伴い、改築・修繕及び統廃合などが課題となっています。給食の提供に当たっては、食の安全を確保するとともに、地場産物を活用した給食を提供することにより、食への関心や郷土愛を育むような食育に取り組むことが必要です。

イ 生涯学習

近年の情報化や科学技術の高度化、国際化の進展に加え、社会変化の速さや超高齢化社会

の到来、個人の趣味の多様化などを背景として、生涯学習への要望が増大してきています。

表郷地域及び大信地域では、公民館や図書館などを拠点として、市民の幅広い学習活動を支援してきましたが、生活スタイルの多様化や時間的条件の制約により、特に青年層と成人層の参加者が少なく、固定化の傾向にあるのが現状であることから、これまで以上に幅広く対応していくことが求められています。

また、生涯学習の振興を図るため、「市民共学出前講座」や「主催講座」等の多様な学習要求に対応しておりますが、さらに、生涯にわたって「いつでも」「どこでも」「だれでも」自由に学習できるよう、生涯学習関連事業を有機的、効果的に展開する必要があります。

大信地域では、生涯学習活動の拠点として使用してきた大信公民館が老朽化してきていることから、施設の改修等が課題となっています。

ウ スポーツの振興

スポーツは、体力の向上や健康増進だけでなく、人と人をつなげる役割を果たし、地域の活力の創出にも大きな効果をもたらします。

表郷・大信地域では、スポーツの交流・活動拠点として、表郷総合運動公園、大信総合運動公園、大信第二運動公園を設置し、スポーツの普及・振興を図っています。

しかしながら、本市の成人における週1回以上のスポーツ実施率は、国が定めるスポーツ基本計画の目標である70%を下回っており、表郷・大信地域においても同様の傾向が見られます。

スポーツ実施率の維持・向上を図るためには、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、さまざまなライフスタイルやライフステージに応じて、誰もが気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

また、市民のスポーツ活動の多様化に伴い、適切な指導のできる資質の高いスポーツ指導者の存在が不可欠ですが、現状では若手を含めた指導者の担い手が不足しており、地域スポーツの継続的な発展が懸念されています。

さらに、本市のスポーツ施設の多くが老朽化しており、近い将来、改修や更新が必要となることが見込まれ、これらの課題に対して計画的に対応していく必要があります。

(2) その対策

ア 義務教育等

- 生きる力と思いやりを育む教育の充実を重点施策に掲げ、小・中学校の教育の充実と教育環境の整備に努めます。
- 確かな学力の向上のため、各学校が自校の学力の課題を明確にするとともに、ICT機器の効果的な活用等、授業の質的改善を図るための組織的な取組を支援します。また、ALTの配置により国際的な感覚を身につけることができるようにします。
- 豊かな心の育成のため、こどもに寄り添った指導を推進し組織的な生徒指導体制の確立を支援します。また、スクールカウンセラーを全校に配置し、積極的に活用できる基盤を整え、いじめの未然防止や児童生徒の心のケアに努めます。

- 体力と運動能力の向上を目的としてコーディネーショントレーニングの普及を図り、適切な体の動かし方と集中力を身につけさせながら健やかな体の育成に努めます。また、学校保健教育の充実や、栄養士の適正な配置により安全・安心な給食の提供と食育の推進を図ります。
- 教育活動全体をととして郷土愛を育むべく、出前講座や市歴史教科書を活用した授業や、史跡や歴史資料館などでの体験学習を行い、これらの学習の成果に基づいて郷土の良さを児童生徒自らが発信する機会を設けます。
- 特別支援教育については、特別支援教育コーディネーターを中心として、個別の指導計画や教育支援計画に基づき、個に応じたきめ細かな指導を行います。また、就学に関する支援体制の充実や関係機関との積極的な連携により、多面的な指導や支援の工夫に努めます。
- 遠距離通学となる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、スクールバスを運行します。
- 小・中学校については、こども達が快適に学べる環境を整えるため、各種施設の改修や修繕を行うとともに、施設の耐震化や長寿命化などにより、教育環境の充実を図ります。
- 給食の提供に当たっては、食の安全を確保するとともに、地場産物を活用した給食を提供することにより、食への関心や郷土愛を育む食育に取り組みます。

イ 生涯学習

- 多様化する社会の変化に対応し、市民の学習ニーズに応えながら、市民の自発的な「学び」の意欲に応えるため、生涯学習の拠点となる施設において様々な学習機会を提供します。
- 市民の学習ニーズの高度化、多様化などに対応して、教育分野をはじめ文化・スポーツ・子育て・福祉・環境・産業などの関連団体との連携を強化し、より多くの市民が参加することができるよう、学習環境の整備に努めます。
- 生涯学習の拠点となる施設の改修等を計画的に進めるとともに、施設の利用促進、学習内容の充実に努めます。
- 学校、家庭及び地域の連携による教育力の向上を図るため、生涯学習の振興に努めるとともに、多様な学習ニーズに対応した事業を展開します。

ウ スポーツの振興

- 生涯スポーツ社会の実現に向けて、市民の多様なニーズを的確に把握し、各ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するなど、スポーツ実施率の維持・向上を目指します。
- 市民が日常的かつ継続的にスポーツに取り組める環境を整備するため、地域のスポーツ団体や関係機関と連携し、スポーツ教室や各種イベントの開催を通じて、誰もが参加しやすいスポーツ活動の機会を創出します。
- 地域のスポーツ団体との連携を強化し、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブを支援するとともに、市民の多様なニーズに応じることができる指導者の確保・育成に努めます。
- 老朽化の著しいスポーツ施設については、統廃合も視野に入れながら、長寿命化計画に基

づき、利用者の安心・安全の確保に急務である施設を優先として計画的に更新・改修を進めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 給食施設	学校給食センター改修事業 大信学校給食センターの改修やLED照明の導入等により、施設の長寿命化を図る。	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	大信庁舎・大信公民館複合化整備事業 老朽化の著しい大信公民館を大信庁舎との複合化により整備し、住民の利便性向上を図る。	市	
	集会施設	表郷多目的研修センター改修事業 表郷多目的研修センターの改修やLED照明の導入等により、施設の長寿命化を図る。	市	
	体育施設	表郷総合運動公園体育施設等改修事業 多目的グラウンドをサッカー場として再整備する。また、体育館の大規模改修など、公園内の施設を再整備する。	市	
		大信総合運動公園体育施設等改修事業 トレーニングセンターの大規模改修やバーベキュー場、公園遊具の整備など、公園内の施設を再整備する。	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	スクールバス運行事業 学校の統廃合により遠距離通学となる児童生徒の安全・安心な通学手段を確保するため、スクールバスを運行する。	市	

		スポーツ振興事業 住民の健康増進等を目的に、スポーツ実施率の向上を目指し、総合的な社会体育事業を推進する。	市	
		特色ある学校づくり支援事業 本市出身の大学生等が市内小中高生に学習指導や学生生活の助言を行う場合に、帰省にかかる経費の一部を補助する。	市	
		表郷地域の学力向上対策事業 表郷地域の学力向上のため、算数・数学の教科書を中心とした、自学自習の学習支援を行う。	市 民間事業者	
		小中一貫教育の推進事業 各地域の特色を生かした魅力ある学校づくりを推進するため、小中連携のさらなる高度化を目指して、モデル実践校において、小中一貫教育のあり方について研究する。	市	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

教育の振興に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 学校の基本方針より

- 学校は、多くの子ども達が日常の大半を過ごす場所であり、安全・安心な施設環境を整えておく必要があることから、耐震性・構造耐力度等の老朽化の程度を把握し、大規模改修や改築の必要性を検討し施設の長寿命化を図る。
- 改築、大規模改修の目安は、築２５～４０年経過後（国庫補助対象は２０年経過後）、建物本体の耐力、老朽化の状況を確認のうえ判断し、効果的な工種を選定する。
- 一定年数経過後に、実施すべき劣化防止や予防保全を徹底し、建物の長寿命化を図る。
- 学校施設は適正規模による運営を基本とし、通学区域の見直しや統廃合を地域住民の声を聴きながら総合的に検討する。
- 改築や大規模改修を行う際は、児童クラブを学校敷地内に設置する。

白河市公共施設個別施設計画 給食センターの基本方針より

- 学校給食の公平性と効率を考慮し、自校給食校の給食センター方式への切り替えや、白河・

大信給食センターを統合し新給食センターの建設を検討する。

- 建設の際は、P F I の導入などについて検討する。

白河市公共施設個別施設計画 公民館の基本方針より

- 公民館は、クラブや教室の利用拠点のみならず、防災・防犯・環境など、社会の要請に的確に対応した取組や地域コミュニティの強化を図る拠点でもある。また、災害時には避難所としても活用されることから、長寿命化を図りつつ、既存施設の利活用や公民館機能を含む複合的な施設の新設について検討することにより、市民の多様な学習ニーズに対応する施設を目指す。

白河市公共施設個別施設計画 図書館の基本方針より

- 生涯学習サービスを行う上で必要な施設であることから、建設から40年を目途に長寿命化を図る。

白河市公共施設個別施設計画 スポーツ施設の基本方針より

- スポーツ施設は、4市村合併による重複施設が多いため今後の人口減少を踏まえ統廃合を検討する。
- 全体的に老朽化が進行している施設が多いことから、築40年を目途に核となる施設の長寿命化を図る。
- 施設の利用状況を踏まえ、社会ニーズの変化の中で現代に適した環境整備も見据えた施設の在り方の検討を行い、施設等の改修更新について計画を策定する。
- 野球場については、4市村合併による重複施設が多いことからグリーンスタジアムをメイン、天狗山球場をサブ球場とし長寿命化を図り、その他の球場については、軽微な修繕のみで目標年度まで施設を使用する。
- その他スポーツ施設についても4市村合併による重複施設が多いことから速やかに統廃合を図る。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

表郷地域及び大信地域は、昭和や平成の大合併により新たな行政区が形成され、その都度、特色を生かした地域づくりを進めてきました。

また、地域内において道路や河川清掃などのクリーン活動に加え防災訓練活動など自主活動を支援することにより、更なる地域の活性化を図っています。

しかし、近年の少子高齢化の進行や若者の地域離れなどにより、地域内におけるコミュニティの維持が困難となっており、今後、自治会等住民自治組織の再編を検討しなければならない可能性が出てきています。

一方で、従来のコミュニティ活動にとらわれず、地域住民が地域活力の向上及び地域の特色を生かした自発的な活動を展開する事業等に対しての支援に加え、移住・定住、関係人口の創出及び地域間交流の推進、地域づくりの担い手育成などを図るとともに地域コミュニティの集いの場として集会所の改修についても検討する必要があります。

(2) その対策

- 地域住民の自主的なコミュニティ活動に対する助成や支援制度の充実に努めます。
- 地域コミュニティ活動の拠点としての集会所等整備や充実に努めます。
- 町内会連合会を通し、地域の底力再生事業（道路・河川・地域等清掃活動等への助成）を実施します。
- 地域内における課題や問題解決のため、地域活性化協議会において問題提起や解決に向けた事業提案などを実施します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	集会所整備事業（竹ノ内、下羽原、菅辻、堀之内、河東田、赤仁田、開進、湯沢、中新城、新赤坂） 建築から概ね40年を経過した集会所施設について、引き続き地域コミュニティ活動の拠点として整備・充実に努めるため、地域における施設の位置付け・利用戸数・その他の事項について調査し、総合的な検討を行ったうえで、計画的に新	市	

		たな集会所の建設又は大規模改修等を実施する。		
--	--	------------------------	--	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

集落の整備に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 集会所の基本方針より

- 施設の新築、改修や修繕に係る市補助金制度を検討する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 地域文化の振興

表郷地域及び大信地域は農地や里山が広がる農村地域であり、元来、住民同士の結びつきが強く、神社を中心としたお祭りや「講」のような社会組織の中に伝統芸能や伝統工芸が存在し継承され、そうしたものが地域の独自性や個性を形作ってきました。その後、戦後の高度経済成長や農業の機械化に伴い、生活が大きく変化するとともに、「心の豊かさ」を求める傾向が強まり、美術や音楽、写真、文学などの公民館活動やサークル活動が盛んになりました。現在、昨今の急激な少子高齢化により、伝統的な行事やお祭りの伝承が困難になり、生活様式や価値観の多様化もあいまって、サークルによる文化芸術活動も停滞傾向にあります。

このため、長年に渡って築き上げてきた地域の独自性や個性に新しい光を当て、他の地域に誇れる文化として醸成に努めていく必要があります。また、これまで文化芸術に触れる機会がなかった人が、ライフスタイルに文化芸術を取り入れることができ、興味・関心を持てるよう文化芸術活動を展開していく必要があります。

イ 文化財の保護・保存

表郷地域及び大信地域には、後世に伝えていかなければならない有形無形の貴重な文化財や歴史遺産が数多く残されています。

文化財については、県指定文化財 9 件（天然記念物「金山のビャッコイ自生地」「町屋の二本カヤ」・重要文化財「紙本著色源翁和尚行状縁起」「熊野神社御正体六面」等）、市指定文化財 40 件が所在しており、他にも多くの貴重な文化財が残されています。これらの貴重な文化財について、全体を把握し、価値を明らかにしていく必要があります。

また、祭礼や伝統行事なども地域固有の文化として受け継がれています。しかしながら、近年の社会情勢の変化や高齢化の進行、若年層の減少などの理由から、後継者が不足し、継承が困難となっていることが懸念されます。

(2) その対策

ア 地域文化の振興

- 狛犬をはじめとする地域にある歴史的な文化資源を芸術や観光、教育、産業と結びつけ、広く発信することで人的な交流を盛んにし、足元にある地域資源を生かしていくよう努めます。
- 古民家などに芸術作品を展示する企画展を開催し、優れた芸術文化に触れる機会の提供や文化芸術をライフスタイルに取り入れる意識の醸成を進めます。

イ 文化財の保護・保存

- 「白河市文化財保存活用地域計画」に基づき、文化財の基礎調査等を計画的に進めるとともに、報告書の刊行等により成果公開に努め、適切な保護及び保存に努めます。
- 国内でも希少な植物である県指定天然記念物ビャッコイの植生調査を行い、適切な保全環境づくりや植生管理に取り組みます。自生地を「地域の宝」ととらえ、地域と連携しながら適切な保全に努めます。
- 多くの市民が祭礼・行事への関心を高め、後継者育成及び地域の団体が直面している課題の解決につながるよう、地域に継承されている祭礼・行事の活動への助成や映像記録の作成を継続的に進めるとともに、ホームページや刊行物、映像公開等により情報発信に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 基金積立	まちなかデザイン事業 大信ふるさと伝承館において芸術作品を展示する企画展を開催する。	市	
		ビャッコイ自生地保存事業 国天然記念物への指定後に、専門家等で構成する委員会を設置し、ビャッコイ自生地の保存活用計画の策定に取り組み、策定後は計画に基づいた保存活用事業を行う。また、並行して指定地内の民有地の公有化を図る。	市	
		文化財調査事業 市内に所在する文化財を調査し、市と地域が総がかりで保存・継承・活用に取り組んでいくための方針と施策を定める。	市	

		無形民俗文化財等記録作成事業 民俗芸能と伝統行事の実施促進と地域文化の保存・継承のため、民俗芸能と伝統行事について、聞き取りや写真・映像等の記録を行い、図書館等での公開を検討する。	市	
--	--	---	---	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化の振興等に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

白河市公共施設個別施設計画 文化施設の基本方針より

- コミネスは、建設から４０年を目途に長寿命化を図る。
- 東文化センターは、コミネスと連携した利活用を検討し、建設から４０年を目途に長寿命化を図る。

白河市公共施設個別施設計画 博物館等の基本方針より

- 博物館・資料館等はそれぞれが異なった役割を持った施設であるが、利用率が低くテーマやコンセプトが類似している施設については統廃合を検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

気候変動による地球温暖化は、自然災害の多発化、激甚化の要因となるだけでなく、農作物の生育や生態系などに様々な影響が及ぶことが危惧されています。また、東日本大震災によって発生した、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線被害は、これまでのエネルギー政策のあり方について根本的な問題を提起し、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなど自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入につながっています。今後、脱炭素社会の実現に向けてさらに力を入れていくことが重要です。

令和3年改正の地球温暖化対策推進法により、国からは脱炭素社会実現のために公共施設への太陽光発電導入拡大推進の方針が示され、市としても2050年の脱炭素社会の実現を目指した「ゼロカーボンシティ宣言」により、市民への二酸化炭素排出量削減に向けた意識啓発と、地域の持つ自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備、電気自動車の導入など多様な施策を検討していく必要があります。

そのためには、エネルギーの地産地消の仕組みを導入するために必要な施設や設備の検討、多様な実施主体との連携により、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぎ、環境と経済の好循環による活力ある地域を形成する必要があります。

(2) その対策

- 地域特性や地域資源に応じた、再生可能エネルギー施設（太陽光、水力、風力、バイオマス、熱利用等）についての検討と整備を促進します。
- 市内のエネルギー自給率が100%となることを目指し、エネルギーの地産地消に取り組みます。
- 民間事業者等における新たな事業展開や投資の喚起により、地域の産業の創出や地域活性化を目指します。
- 事業者、高等教育機関、NPO等民間団体など、多様な実施主体との連携強化により、再生可能エネルギーの普及啓発や導入拡大を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設等脱炭素化事業 環境性能に優れた構造・設備の導入による消費エネルギーの削減や太陽光発電設備の導入による再生可能エネルギーの活用により、公共施設等の脱炭素化を推進する。	市 企業 民間団体	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

再生可能エネルギーの利用の推進に係る公共施設の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 地域固有の景観等の保全

表郷地域及び大信地域は、社川、隈戸川などの河川流域に広がる田園景観や、天狗山、権太倉山をはじめとする山並みの自然景観など、豊富な景観資源に恵まれていることから、白河市の代表的なふるさとの風景として次世代に継承していく必要があります。

イ 地方分権社会と協働

地方分権型社会の流れを受けて、地域のことは地域で決めるという原則のもと、地域が自立して個性豊かな地域独自のまちづくりを推進していく必要があります。

市民サービスに対するニーズが多様化する中、行政だけではなく市民やNPO、企業などがそれぞれの役割を分担してサービスを提供するという考え方が広がりつつあり、官と民という枠を越えて、市民の力の結集を図りながら行政との協働・連携に取り組んでいくことが重要となります。

ウ 廃校施設の利活用

令和4年4月1日より、大信地域の小学校3校が統合され、2つの小学校が廃校となりました。当小学校は地域の教育・文化・生活の中核的な役割であったことから、地域の活性化と振興発展に貢献できるよう、廃校となった小学校の建物と土地の有効活用を検討していく必要があります。

(2) その対策

ア 地域固有の景観等の保全

- 景観形成に与える影響が大きい建築物や屋外広告物等について、白河市景観条例等に基づき、適切な規制・誘導を図ります。
- 地域住民と連携しながら、背景となる山並みや自然風景と調和した景観づくりを進めるため、景観に対する住民の意識の醸成を図ります。

イ 地方分権社会と協働

- 市民との協働によるまちづくりの観点から、地域の社会的な課題に対して、市民自らが地域全体の視点に立ち、事業内容の検討や決定を行うとともに支え合いと活力のある地域社会を創造するための支援を行います。

ウ 廃校施設の利活用

- 小・中学校の統合により廃校となった空校舎等の利活用については、庁内利活用検討会議を中心に施設の建築年数や立地状況などを考慮しながら最適な利活用策を検討し、地域の

活性化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		廃校舎利活用事業 小学校の統合により廃校となった校舎及び敷地について、有効に活用し地域の活性化を図る。	市	
		地域づくり拠点センター設置事業 地域社会の課題解決のため、包括的な役割を担う組織の設立や相談窓口を設置し、住民同士が支え合う地域づくりを促進する。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

その他地域の持続的発展に関し必要な事項に係る公共施設等の整備については、白河市公共施設等総合管理計画における基本方針に基づき、公共施設の維持管理、更新、長寿命化、統廃合などを計画的に実施していきます。

事業計画（令和８年度～令和１２年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 基金積立	お試し住宅運営事業	市	各種施策に ついては、 地域の持続 的発展に資 するもので あり、効果 は将来に及 ぶものである。
		集落支援事業	市	
		来て「しらかわ」住宅取得 支援事業	市	
		自然の恵み(農作物)オー ナー制導入支援事業	市	
		農家民泊導入支援事業	市	
		過疎地域空き家等活用事 業	市	
		Ｕターン補助事業	市	
		行政分譲地販売促進事業	市	
		空き家利活用促進支援事 業	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 基金積立	農業人材確保・育成事業	市 農業者	
		持続可能な農業推進事業	市 農業者	
		農業用施設整備「結」支援 事業	市	
		起業・創業支援事業	市	
		商工関連団体支援事業	市 商工会	
		中小企業ステップアップ 事業	市	
		小規模企業支援資金融資 制度事業	市	
		中小企業支援資金融資制 度事業	市	
		白河市移住者支援就業促 進事業	市	
		企業立地奨励金事業	市	
		ふるさと白河表郷まつり	実行委員会	
		ふるさと川まつり i n 白 河たいしん	実行委員会	

		「食」による賑わい創出事業	市
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業基金積立	デジタル・デバイド対策事業	市
4 交通手段の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業基金積立	新交通システム導入事業	市 民間事業者
		高齢者等安全運転サポート事業	市
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業基金積立	子どもの居場所づくり支援事業	市
		子育てサロン推進事業	市
		地域子育て支援拠点事業（出張ひろば）	市
		高齢者見守り生活支援事業（すまいる号）	市
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業基金積立	医療機関新規開業支援事業	市
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業基金積立	スクールバス運行事業	市
		スポーツ振興事業	市
		特色ある学校づくり支援事業	市
		表郷地域の学力向上対策事業	市 民間事業者
		小中一貫教育の推進事業	市
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業基金積立	まちなかデザイン事業	市
		ビャッコイ自生地保存事業	市
		文化財調査事業	市
		無形民俗文化財等記録作成事業	市
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事業		廃校舎利活用事業	市

		地域づくり拠点センター 設置事業	市	
--	--	---------------------	---	--